

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年12月17日

【事業年度】

第29期(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】

株式会社ストライク

【英訳名】

Strike Company,Limited

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 荒井 邦彦

【本店の所在の場所】

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

【電話番号】

03-6848-0101(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役兼執行役員管理部担当 中村 康一

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

【電話番号】

03-6895-6196

【事務連絡者氏名】

取締役兼執行役員管理部担当 中村 康一

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第25期 | 第26期 | 第27期 | 第28期 | 第29期 |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 決算年月 | 2021年9月 | 2022年9月 | 2023年9月 | 2024年9月 | 2025年9月 |
| 売上高 (千円) | 9,034,500 | 10,727,244 | 13,826,298 | 18,138,469 | 20,314,153 |
| 経常利益 (千円) | 3,475,638 | 4,226,531 | 5,211,406 | 6,772,282 | 6,341,778 |
| 当期純利益 (千円) | 2,395,713 | 2,962,404 | 3,866,844 | 4,955,003 | 4,719,993 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 823,741 | 823,741 | 823,741 | 823,741 | 823,741 |
| 発行済株式総数 (株) | 19,354,200 | 19,354,200 | 19,354,200 | 19,354,200 | 19,203,000 |
| 純資産額 (千円) | 9,077,036 | 11,248,550 | 14,503,089 | 18,470,101 | 21,474,522 |
| 総資産額 (千円) | 10,958,966 | 12,809,404 | 18,285,355 | 22,690,380 | 24,763,151 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 474.41 | 587.62 | 755.26 | 961.84 | 1,118.30 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | 32.00 (-) | 40.00 (-) | 51.00 (-) | 91.00 (-) | 180.00 (-) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 125.33 | 155.23 | 201.46 | 258.04 | 245.80 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | 124.68 | 154.65 | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 82.8 | 87.8 | 79.3 | 81.4 | 86.7 |
| 自己資本利益率 (%) | 29.6 | 29.2 | 30.0 | 30.1 | 23.6 |
| 株価収益率 (倍) | 33.6 | 24.8 | 16.6 | 16.8 | 18.0 |
| 配当性向 (%) | 25.5 | 25.8 | 25.3 | 35.3 | 73.2 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 1,500,003 | 1,702,063 | 6,809,667 | 6,280,767 | 3,847,407 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 400,348 | 936,004 | 636,239 | 1,045,662 | 314,302 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 404,097 | 791,348 | 612,701 | 979,006 | 1,742,784 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 8,567,428 | 8,542,139 | 14,102,865 | 18,358,964 | 20,149,284 |
| 従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人) | 191 〔28〕 | 220 〔32〕 | 278 〔36〕 | 368 〔52〕 | 452 〔67〕 |
| 株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%) | 88.9 (129.2) | 82.2 (120.0) | 72.7 (155.7) | 95.4 (181.5) | 100.7 (220.6) |
| 最高株価 (円) | 7,020 | 6,100 | 4,940 | 5,570 | 4,685 |
| 最低株価 (円) | 3,590 | 3,050 | 2,814 | 3,005 | 2,370 |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第25期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。また、第26期から第29期の持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。
3. 第27期、第28期及び第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は年間平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所(プライム市場)におけるものであります。
6. 2020年11月25日開催の第24期定時株主総会決議により、決算期を8月31日から9月30日に変更いたしました。従って、第25期については、2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月となります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 第29期の1株当たり配当額については、2025年12月23日開催予定の定時株主総会で決議予定のものであります。

2 【沿革】

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 1997年 7月 | 東京都足立区において、M & A 仲介業務を事業目的として設立(当時の商号は株式会社天会計社) |
| 1998年10月 | 社名を株式会社ストライクに変更 |
| 1999年 1月 | 国内初、インターネット上でのM & A マッチングサイト「M & A 市場 S M A R T (Strike M&A Rapid Trading system)」を開設 |
| 2001年 5月 | 本社を東京都渋谷区に移転 |
| 2002年 8月 | 本社を東京都千代田区三番町に移転 |
| 2009年 6月 | 本社を東京都千代田区六番町に移転 |
| 2012年 1月 | 大阪オフィスを新設 |
| 2012年 3月 | 札幌オフィス、仙台オフィスを新設 |
| 2012年 5月 | 福岡オフィスを新設 |
| 2012年 7月 | 高松オフィスを新設 |
| 2013年 1月 | 名古屋オフィスを新設 |
| 2015年 7月 | M & A 専門の情報サイト「M & A Online」を公開 |
| 2016年 5月 | 高松オフィスを香川県高松市紺屋町に移転 |
| 2016年 6月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 2016年 8月 | 本社を東京都千代田区大手町に移転 |
| 2017年 6月 | 東京証券取引所市場第一部に市場変更 |
| 2018年 1月 | 名古屋オフィスを愛知県名古屋市中村区名駅に移転 |
| 2020年 4月 | プレマーケティングサービスの提供開始 |
| 2020年 5月 | 札幌オフィスを北海道札幌市中央区北三条西に移転 |
| 2021年 5月 | 本社を東京都千代田区大手町内に移転 |
| 2021年11月 | 広島オフィスを新設 |
| 2021年11月 | 福岡オフィスを福岡県福岡市博多区博多駅中央街に移転 |
| 2022年 4月 | 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からプライム市場へ移行 |
| 2023年 3月 | 日本企業投資基盤株式会社を設立 |
| 2023年11月 | 大阪オフィスを大阪府大阪市北区梅田に移転 |
| 2024年 5月 | 仙台オフィスを宮城県仙台市青葉区中央内に移転 |
| 2024年 6月 | 京都イノベーションオフィスを新設 |
| 2024年12月 | 高松オフィスを香川県高松市サンポートに移転 |

3 【事業の内容】

当社は公認会計士及び税理士が経営主体となり、創業よりM & A(企業合併、企業買収、企業間の資本提携等)の仲介を主たる事業としております。

なお、当社はM & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(M & A 仲介業務について)

当社は、「世界を変える仲間をつくる。」をミッションとして事業活動を行っております。このミッションを果たすため、引き続き、M & Aを普及させることが重要であると認識しております。現在、後継者不在などの社会課題を背景に、中堅・中小企業のM & A市場は成長をつづけておりますが、当社では事業承継型M & Aだけでなく、近年注目されている成長戦略型M & Aや、イノベーション型M & Aの普及にも取り組んでおります。

(成長戦略型M & Aについて)

「成長戦略型M & A」とは、企業の積極的な成長や事業拡大を主な目的として行われるM & Aであります。従来のM & Aが、後継者不足の解消や事業承継といった「守り」の側面が強かったのに対し、成長戦略型M & Aは「攻め」の経営戦略として位置づけられます。譲渡企業と買収企業間の人材、技術、特許、販売チャネルなどの経営資源を組み合わせることで、売上増加、コスト削減など単独では得られない相乗効果を生み出すことが期待できます。

また、同業種や関連業種間でのM & Aでは、規模の拡大や市場での優位性を高め、顧客基盤を活用するなど、迅速に新たな分野へ参入することも可能にしてあります。

(イノベーション型M & Aについて)

「イノベーション型M & A」とは、自社にはない革新的な要素を取り込み、イノベーションを加速させることを目指す戦略的なM & Aであります。

スタートアップが産業創出機能として日本経済に根付くためにはイノベーション型M & AによるE X I Tマーケットの確立が必要だと当社は考えてあります。

ニッチだが高い成長性を持つ革新的な技術やビジネスモデルを持つスタートアップやベンチャー企業が買収対象となることが多く、ベンチャー企業の創業者や投資家が、事業の成果を現金化することのできる手段の一つとされています。

当社では、蓄積したスタートアップ業界の情報や買収企業のデータベースを駆使してE X I T先を提案するほか、多様なスタートアップのスキームにも対応しております。

(事業承継型M & Aについて)

当社は引き続き、事業承継型M & Aについても力を入れております。事業承継型M & Aは、社内承継・親族承継とは違う、もうひとつの「成長」の選択肢であります。

当社の事業承継型M & Aコンサルティングは、バトンを渡す側も、受け継ぐ側も、双方が不安なく新しい未来へ進めるようにサポートしております。

(M & A仲介業務以外のサービスについて)

仲介業務だけでなく、専門性を活かして、ファイナンシャル・アドバイザリー業務、デューディリジェンス業務、企業評価業務等も行っております。企業再生支援、親族による事業承継に関わる問題、投資対象となる企業の価値やリスク調査など、正しい経営判断ができるよう、M & Aの周辺業務をサポートしております。

また、M & A支援業務で培ったノウハウをもとに、戦略コンサルティング業務も展開しております。買収を検討している企業様に向けて、M & Aでの成長余地の見極めから、対象企業の探索まで伴走し、M & Aの実現性を高めるお手伝いをしております。

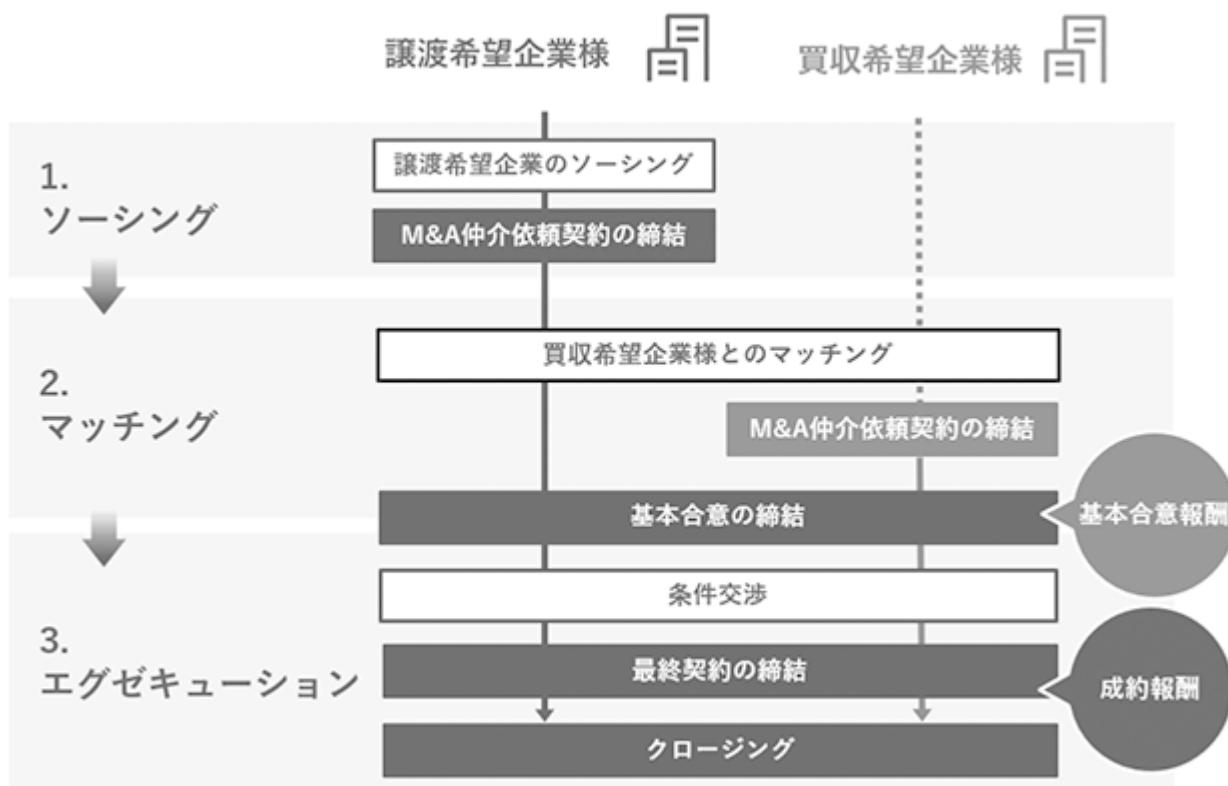
(当社のサポート体制について)

当社は、本社(東京)以外に、営業所を8拠点(札幌、仙台、名古屋、京都、大阪、高松、広島、福岡)で開設し、全国の中堅・中小企業のM & Aを仲介事業の対象としておりますが、事業承継目的、事業成長目的、事業整理目的、事業再生目的等、様々なM & Aニーズに対応するとともに、特定業種に偏ることなく多様な業種・事業体のM & Aに携わっております。また、他社に先駆け、インターネット上のマッチングサイト(当社におけるマッチングサイトの名称「M & A市場S M A R T(Strike M&A Rapid Trading system)」)を構築し、それを積極的に活用することで、不特定多数の中から相手先の探索を行い、より希望条件に適う相手先を効率的に探索しております。

当社は、特定の資本グループの傘下には入らず、独立性及び公平性を維持した立場で業務を進めており、譲渡先と買収先の中立的な立場でM & Aの実行をサポートし、友好的なM & Aの創出を図ることで、双方から報酬を受領しております。

(M & A 仲介業務フロー)

一般的な案件におけるM & A 仲介業務フローは下記のとおりであります。



(1) ソーシング

当社のM & A コンサルタントによる直接営業、提案型営業や広告宣伝による顧客誘導により、顕在的な譲渡希望ニーズの直接的な開拓・探索を行うとともに、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により案件紹介を受けることで間接的な案件探索を行っております。なお、当社では案件を紹介いただける金融機関や会計事務所と業務提携契約を締結し、契約先を業務提携先と称しております。

探索した結果、譲渡希望者若しくは譲渡検討者に対しては、当社のM & A コンサルタントが譲渡希望ニーズや抱えている問題の相談を受け、それに対する解決策の提案や解決事例の紹介を行うこと等により、譲渡希望者が安心して当社に企業や事業の譲渡の仲介を依頼できるよう、案件の受託活動を進めております。

譲渡希望先と秘密保持契約を締結し、譲渡対象企業の情報を入手し、事業の把握及び企業の分析を行い、希望条件による譲渡可能性を検討いたします。譲渡可能性があると認められた場合には、当社内での契約審査を実施した後、譲渡希望先と「M & A 仲介依頼契約」を締結いたします。

譲渡希望先との「M & A 仲介依頼契約」締結後に、本格的な案件化に取り掛かります。譲渡希望先に対して、希望条件に沿った譲渡スキームを提案するとともに、買収候補先への提示条件を整理・検討いただきます。また、買収候補先への提案のため、譲渡対象企業の事業内容、事業特性、財務内容、譲渡条件等を取り纏め、「企業概要書」を作成いたします。

(2) マッチング

譲渡希望先の希望条件、譲渡対象企業の事業特性を踏まえ、買収ニーズに関する社内データベースを活用すること等により買収候補先をリストアップし、譲渡希望先の希望に沿う買収候補先を選定いただきます。選定いただいた買収候補先に対して、まずは企業名を伏せた形で一次提案を行います。

譲渡希望先の意向によって、インターネット上のマッチングサイト「M & A市場SMART」に、企業名を伏せたまま案件を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M & A市場SMART」は、譲渡や買収情報をインターネット上に掲載し、相手先企業を探索するサービスであります。「M & A市場SMART」では、地域や業種の枠を越えた買収候補先が現れる可能性があり、また一般的には買収ニーズが少ない事業についても買収候補先を探索できるメリット等もあり、スピードで多数の買収候補先を探索できるツールとなっております。なお、インターネット上に案件を掲載する場合であっても、当社のノウハウにより匿名性を確保することで、企業名を知られることなく安心して利用いただけるものとなっております。

買収候補先が詳細な検討を希望される場合、当社は買収候補先と秘密保持契約を締結し、買収候補先に「企業概要書」を提出、二次提案を行います。更に、二次提案を受けて、買収意向の高まった候補先については、当社内での契約審査を経て、当社と買収候補先で「M & A仲介依頼契約」を締結した後に、当社は買収候補先への買収サポートを開始します。その後、当社の支援・調整のもと、実際に譲渡対象企業の事業所や工場を視察いただくとともに、譲渡対象企業のオーナー経営者と面談を実施し、譲渡に係る基本条件等を検討いただきます。

買収候補先が買収意向を決断した場合、買収条件等を記載した「買収意向表明書」を当社の支援のもと作成いただき、買収候補先から譲渡希望先に提示いただきます。譲渡希望先は、買収候補先からの「買収意向表明書」を検討し、買収候補先を1社に絞り込みます。

(3) エグゼキューション

基本的な譲渡条件がまとまった時点で、通常、当社の支援のもと、譲渡希望先と買収候補先との間で「基本合意契約」を締結いただきます。基本合意が締結された段階で、当社は、譲渡希望先と買収候補先の双方から「M & A仲介依頼契約」に従い、基本合意報酬を受領し、クロージングに向けての支援業務を本格的に開始することになります。

その後、買収候補先が譲渡対象企業に対してデューディリジェンスを実施し、対象企業のビジネスリスク、法務リスク、財務リスク等を調査し、その調査結果を踏まえて、譲渡希望先と買収候補先で最終的な条件交渉を行いますが、当社では買収候補先がスムーズなデューディリジェンスを実施できるよう環境を整備するとともに、最終的な条件交渉を支援いたします。

最終的な譲渡条件が決定した段階で、当社が段取りを行い譲渡希望先と買収候補先で「譲渡契約」を締結し、譲渡対象物の引渡しと譲渡代金の決済が行われることでM & Aに係る一連の取引が完了します。これらの業務の完了に伴い、譲渡先と買収先の双方より成約報酬を受領いたします。

4 【関係会社の状況】

当社は関係会社を2社有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 452〔67〕 | 33.2 | 2.5 | 15,210 |

| 事業部門の名称 | 従業員数(人) |
|--------------|---------|
| M & A 仲介事業部門 | 402〔52〕 |
| その他の部門 | 50〔15〕 |
| 合計 | 452〔67〕 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。
 4. その他の部門は、管理部門等に所属している従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

| 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1 | 当事業年度 | | | | | 補足説明 | |
|----------------------------|----------------------------|-----------|-------------------------|---------|-----------|------|--|
| | 男性労働者の育児休業取得率(%) (注)1、2 | | 労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1 | | | | |
| | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 | 全労働者 | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 | | |
| 9.0 | 12.1 | | 34.7 | 37.3 | 149.5 | | |

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「 」は、対象となる労働者がいないことを示しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「世界を変える仲間をつくる。」をミッションとし、個の力では達成できないことでも仲間を増やし協力し合うことで実現できるという考えに基づき、複数の会社が力を合わせて成長・発展するための仲間づくりこそがM & Aの本質にあると捉え、その仲間づくりを支援することで、顧客の成長・発展に貢献していくことを目指しております。当社の主力業務であるM & A仲介は、売却したい方と買収したい方の結びつけを支援するものであり、まずはM & A当事者の期待に応えることを主目的としております。しかしながら、M & Aはその事業や会社にかかる多くのステークホルダーへも影響を及ぼすものであります。当事者に加えステークホルダーの多くがM & Aをして良かったと感じ、更に協力することで、次の成長・発展を目指していく、このような案件を多く創出していくことを経営方針としております。

(2) 経営環境

中堅・中小企業を譲渡対象とするM & A市場環境は、オーナー社長の高齢化や後継者不在の企業数の増加を背景に、中長期的に増加傾向にあります。政府も、後継者不在企業の廃業による希少な経営資源の散逸を回避するための事業承継型M & A、人手不足が深刻化する環境下での中小企業の成長・生産性向上実現のための成長・生産性向上型M & Aなどを支援し、中小企業の育成・存続に向けた各種の施策に取り組んでいる結果、中小企業のM & Aも社会的に普及しております。ところが、日本における社長の高齢化や中小企業における人手不足も改善しておらず、市場承継のためのM & A活用ニーズや、成長のためM & A活用したいニーズ、M & Aの普及に伴い増えているものと推測しております。

一方、昨今、M & A仲介業者が関与した案件で、不適切なM & A取引が実際に起きていることを問題視する報道があり、M & A仲介業者に対して厳しい目が向けられるようになりました。このような問題を受けて、2024年8月に中小企業庁より「中小M & Aガイドライン」（以下、「ガイドライン」）の第3版が改訂・公表され、また、業界団体による自主規制や業界健全化に向けた取組みも行われ、不適切なM & A取引の抑制に向けた規制が強化され、これまで以上にM & A支援サービスの質の確保が求められている環境となっています。

(3) 対処すべき課題

当社が事業を推進するにあたり、特に対処すべき課題は次のとおりであります。

サービス品質の向上

M & Aを普及していくためには、顧客が安心してM & Aできる環境を整備することが重要となります。昨今、不適切なM & A取引が実際に起きていることが社会問題視されており、M & Aを行うことに不安を感じている方も増えている傾向にあると推察しております。このため、当社の顧客が安心してM & Aできる体制、業務運営を整備することが課題であると認識しております。当社ではガイドラインや業界団体による自主規制を高いレベルで遵守し、不適切なM & A取引を起こさないよう、社内体制の整備、業務の見直しを継続的に進めていく方針としています。

また、顧客の更なる期待に応えるべく、顧客に対するサービス品質の向上、サービス範囲の拡大も図っていく方針しております。とりわけ、サービス品質について、適切な資料やデータに基づき、適切にアドバイスを行うことが、顧客が安心してM & Aできる環境整備において重要となりますので、従業員の知識やスキルの向上に向けて教育・研修を充実させていく必要があります。さらに、顧客に対して満足度調査を実施し、その意見を業務改善やサービス向上にフィードバックする取組みを進めることで、当社独自のサービス品質の向上に努めてまいります。

人材の確保・育成・働きやすい環境づくり

顧客のM & Aを支援し、M & A仲介事業を持続的に成長させるために重要となるのが、コンサルタントの増員となります。コンサルタントについては、これまで中途採用を中心とした採用を行ってまいりました。中途採用の場合、採用市場全体の動向や同業との採用競争などにより、安定的な採用が難しい面があります。さらに、今後は、労働人口の減少の問題もあり、採用が徐々に困難となる可能性があります。一方、M & A仲介にあたっては、M & Aにかかる経済・法律知識や顧客の業界動向・業界規制、ガイドライン・業界自主規制など、様々な知識・スキルが必要となります。従前に比べ、コンサルタントが活躍するために習得しなければならない知識・スキルの量も増え、育成する時間もかかるようになってきております。

このような状況で、安定的な採用、十分な教育体制を確保し、事業を持続的に成長させていくために、新卒採用を中心とした採用に徐々にシフトしていく方針としています。新卒採用の場合、一般的には中途採用に比べ収益貢献するようになるまでの期間が長くなる傾向にあるため、一時的に労働生産性が下がる局面も想定されますが、中長期での持続的な成長を優先させる方針としております。

また、従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M & A情報の共有等の施策に取り組んでまいります。加えて、チーム制を導入しており、チームとして多様な案件に対応することを通じて、個人の経験を高める施策を推進し、早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。優秀なM & Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して隨時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

多様なM & Aニーズへの対応

これまでの市場環境としては、オーナー社長の高齢化や後継者不在の企業数の増加を背景に、日本国内の中堅・中小企業のM & Aは拡大傾向にあります。後継者不在のM & Aが無くなることはありませんが、どこかでピークアウトを迎える可能性があります。一方、将来的な労働人口の減少やテクノロジーの進展などを踏まえると、今後は、存続していくための更なる成長のためのM & A、海外企業とのM & A、大企業とスタートアップ企業のイノベーション型M & Aが増えていくことが予想されます。経済環境に応じて、M & Aの目的やニーズも変化することがあります。当社としては、様々なニーズに応えられるよう支援するM & A仲介領域の拡大を進めてまいります。スタートアップ企業の成長を支援するM & A、医療機関存続を目的としたM & A、地域活性化を目的としたプロスポーツチームM & A、国内企業・海外企業とのクロスボーダーのM & Aなどについてはすでに取組んでおりますが、当該M & Aの支援件数も増やしていくとともに、それ以外でも当社が強みを持つM & A領域を開拓していく方針としています。

事業領域の拡大

現状の当社事業については、一部においてファイナンシャル・アドバイザリー業務、企業価値評価業務、M & Aにかかるコンサルティング業務などを行っていますが、M & A仲介業務が全体のほとんどを占めている状況であります。

今後、M & A仲介サービスを更に充実させていくためには、仲介業務だけでなく、それに付随する業務も開始又は拡充する必要があると考えております。また、大企業に対してもM & A支援を行っていくために、M & A仲介ではなく、譲渡希望先又は買収希望先の片側のみにサービス提供するファイナンシャル・アドバイザリー業務を拡充することも重要であると考えています。

このような方針のもと、既存のM & A仲介業務と事業を整理・区分し、それぞれの事業を機動的に進めていくため、2026年9月期中に持株会社体制へ移行する方針としております。既存のM & A仲介業務については子会社で運営していく、新たな業務についても子会社を設立し、進めていく予定としてあります。

ガバナンス体制の強化・サステナビリティへの取組みの充実

当事業年度においては、新たに経営企画部及びI R室を新設し、管理体制の強化やステークホルダーとの関係強化を進めております。

また、サステナビリティ推進委員会を中心に、重要課題（マテリアリティ）の特定や、重要課題を達成するための指標及び具体的な目標に対しての実績を測定、分析し、サステナビリティへの取組みを推進していくとともに、T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示に加え、T N F D（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った自然関連の課題への対応に新たに取り組んでおります。

持株会社体制へ移行した後につきましても、引き続き、ガバナンス体制の強化、サステナビリティへの取組みの充実を推進してまいります。

(4) 経営目標

経営方針、経営環境、及び対処すべき課題を踏まえて、今後3年間において、下記のとおり成約組数及び売上高を増加させていくことを当面の目標としております。

また、当社の業務の特殊性から、人員増加がすぐに売上に繋がらない特徴があり、「人の増加」「案件の増加」「成約数の増加（＝売上の増加）」といった影響がある一定の期間を経過して発生することになります。このため、成約組数達成のための先行指標となる新規受託件数、新規受託件数の先行指標となるコンサルタント増員数も下記のとおりの目標としております。これらの数値目標は、毎期、その期の活動状況を踏まえ、見直す方針としております。

| | 2025年9月期 (実績) | 2026年9月期 (目標) | 2027年9月期 (目標) | 2028年9月期 (目標) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 成約組数（組） | 275 | 329 | 370 | 411 |
| 売上高（百万円） | 20,314 | 24,346 | 27,195 | 30,003 |
| 新規受託（件） | 1,181 | 1,270 | 1,445 | 1,639 |
| M & A コンサルタント数（人） | 452 | 509 | 574 | 645 |

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般への取り組み

当社は「M & Aは、人の想いでできている。」をコーポレートスローガンに掲げ、また「世界を変える仲間をつくる。」をミッションとして、ご相談者様の想いに寄り添いながら、企業の成長と発展を支援しています。

後継者不在の解決、規模拡大による生産性向上、イノベーションの創出など、本業であるM & Aを通じてこれまで多くの企業の事業継続や発展といった企業そのもののサステナビリティを実現するお手伝いをしてきましたが、近年の社会や環境に対する要請の高まりを受け、当社自身の持続可能性と社会への貢献をより一層体系的に推進するため、2024年に当社のサステナビリティに関する全ての活動の指針となる「サステナビリティポリシー」を以下の通り制定いたしました。

<サステナビリティポリシー>

私たちは、「世界を変える仲間をつくる。」をミッションに掲げ、M & Aに関わる事業を行っています。このミッションのもと、ステークホルダーの期待に応えるため、あらゆる企業活動を通じて環境や社会の課題解決に取り組み、持続可能で豊かな社会の発展に貢献します。

(付加価値の高いM & Aサービスの提供)

私たちは、後継者問題をはじめとするあらゆる社会課題の解決や日本経済の活性化に貢献するため、社会の期待に応えるとともに、人々の想いと徹底的に向き合い、付加価値の高いサービスを提供します。

(人権の尊重)

私たちは、あらゆるステークホルダーの人権を尊重し、企業としての社会的責任を果たします。

(個人の能力と多様性を活かした職場づくり)

私たちは、充実した従業員教育を行い、能力開発に取り組みます。また、個人の多様性を尊重し、従業員一人ひとりが実力を最大限発揮できるよう働きやすい職場づくり・風土を醸成します。

(透明性の高い企業運営と適切な情報管理)

私たちは、法令・社会規範を含む企業倫理を遵守し、経営の透明性を確保した公正で誠実な企業運営に取り組みます。また、厳格な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、お客様からの情報を含むすべての情報の保護・管理を徹底します。

(豊かな地球環境の保全)

私たちは、企業活動上生じる環境負荷の低減活動に加え、事業を通じて気候変動問題をはじめとするあらゆる環境課題の解決に取り組みます。

このサステナビリティポリシーの実現に向けて、優先的に取り組むべき6つの重要課題（マテリアリティ）を設定し、これらの指標及び具体的な目標達成のため取り組みを進めています。6つのマテリアリティは、当社の事業活動と密接に関連しており、本業を通じて社会課題を解決するという当社のサステナビリティ戦略の中核をなすものとなります。特に「業界全体での顧客本位かつ健全なM & A仲介サービスの提供」や「M & Aの推進による地域経済の発展への寄与」は、当社のM & A仲介事業そのものが社会の持続可能性に貢献するものであることを示しています。これは、当社の事業成長が社会価値の創造に直結するという考え方を明確にするものであり、企業の競争力強化と社会的責任の両立を目指す姿勢を反映しています。当社のマテリアリティや特定プロセスについては、後述の「リスク管理の項目」で記載いたします。

また、当社は、財務情報と非財務情報を統合した統合報告書を発行することで、中長期的な企業価値創造プロセスと、ステークホルダーに対するコミットメントをより深く、分かりやすく開示しています。

最新版である統合報告書「STRIKE REPORT 2025」は当社ウェブサイトに掲載しております（URL：https://ssl4.eir-parts.net/doc/6196/ir_material3/254559/00.pdf）。同書の記載の対象期間は、2024年度（2023年10月から2024年9月。一部過去の実績、2024年4月以降の情報も含みます。）であります。

今後も統合報告書をはじめとする開示を通じて、資本市場との建設的な対話を深めていくとともに、顧客目線での高品質なM & Aサービスの提供や従業員の専門性向上等を継続し、より一層環境面などにも配慮した事業運営やM & A支援を推し進めることにより、M & A業界全体の発展だけでなく社会全体の持続的な発展にも貢献していきたいと考えています。

サステナビリティ推進体制及びガバナンス

当社では、全社的なサステナビリティ活動の推進を目的として、管理部担当取締役を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置しています。取締役会は優先的に取り組むべき重要課題を踏まえて、サステナビリティ推進委員会に対して取組方針を指示しています。サステナビリティ推進委員会では、サステナビリティに関連する方針や戦略、マテリアリティ、活動計画等について審議し、取り組みを具体化するために関連各部門に必要な指示や提言を行っています。

サステナビリティ推進委員会の審議内容や活動状況のうち、経営上の重要事項については、取締役会へ適宜報告されます。取締役会は、その報告に基づき、サステナビリティ推進に関する監督及び方針の指示を行う体制となっております。この明確なレポートィングラインと監督機能により、サステナビリティに関する取り組みが経営戦略と一体となって推進されるガバナンス体制を構築しております。

リスク管理

当社は、以下の重要課題特定（マテリアリティ）プロセスで示す通り、当社へのリスク及び機会に与える重要度を識別し、6つのマテリアリティの特定を行っています。マテリアリティについてはサステナビリティ推進委員会において評価および見直しを行っています。

＜重要課題（マテリアリティ）特定のプロセス＞

STEP 1. 社会課題の抽出と整理

サステナビリティ推進委員会において、国際的ガイドライン（SDGs等の国際目標、ISO26000等の国際規格、国連グローバルコンパクト10原則等）やサステナビリティ評価機関（GRI：Global Reporting Initiative、SASB：Sustainability Accounting Standards Board、WEF：World Economic Forum等）の評価項目などからESG領域の社会課題を洗い出し、さらに、業界特有の課題や当社の状況を踏まえ、当社が取り組むべき社会課題を追加的に抽出し、合計51項目をリストアップし、項目ごとに当社へのリスク及び機会に与える重要度を識別いたしました。

STEP 2. 社会課題の優先順位付け

STEP 1で抽出した51項目の社会課題を、「ステークホルダーにとっての重要度」「自社にとっての重要度」の2つの視点から総合的に評価し、マテリアリティマップとして整理を行い、優先順位の高い12項目の社会課題を絞り込みを行いました。

STEP 3. 妥当性評価

STEP 2で抽出した12項目の社会課題を、取り組みの関連性などを踏まえ、6つのマテリアリティとして整理いたしました。社外有識者との意見交換や社内での議論を重ねて当該6つのマテリアリティの妥当性を確認いたしました。

STEP 4. マテリアリティの特定と承認

上記ステップを通じて、6つのマテリアリティを当社が取り組むべき課題として特定し、取締役会にて承認いたしました。特定したマテリアリティについては、今後も取り組みの進捗や社会・事業環境の変化に応じて、適宜見直しを行っていきます。

上記のプロセスにより特定されたマテリアリティは以下の通りとなります。

| 重要課題 (マテリアリティ) | 解説 |
|-----------------------------|--|
| 脱炭素社会への貢献 | 事業活動における温室効果ガス削減に取り組むとともに、顧客に対しては新しいビジネスモデルへの転換支援を行うことで、社会全体での脱炭素社会の実現に貢献する。 |
| 業界全体での顧客本位かつ健全なM&A仲介サービスの提供 | M&A仲介サービスの提供において、顧客の企業価値を向上させることはもとより、顧客への適切な情報提供、迅速な顧客対応などを実施し、顧客との信頼関係を構築するとともに、公正で透明かつ健全な取引慣行を形成するよう業界全体に働きかける。 |
| M&Aの推進による地域経済の発展への寄与 | 地方を含めた全国各地において最適なM&Aを行うことで、各地で重要な事業の継続の実現や、顧客の企業価値向上を通じて、地域経済の活性化を促す。 |
| 社会貢献活動を通じた地域課題の解決 | 各地域の観光・交流の活性化や、地域文化の保護・継承の支援、地域活動への参画など、社会貢献活動を通じて地域が抱える各種課題を解決し、地域社会に貢献する。 |
| 多様な人材の可能性を引き出す職場づくり | 性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、宗教、価値観といった一人ひとりの多様性を尊重し、個性を認め活かしつつ育成し、個々人の可能性を最大化する組織や風土をつくる。 |
| コンプライアンスとデータセキュリティの徹底 | 法令遵守のみならず、倫理や社会規範に則った企業活動を行うために、コンプライアンス違反とされる行為を未然に防止するための取組みや顧客情報等の重要な情報の管理を徹底する。 |

サステナビリティに関連するリスクを含む全社的なリスクの管理は、管理部門担当取締役が統括しており、重要事項については経営会議、取締役会への報告を行い、実際のリスク管理についてはサステナビリティ推進委員会で対応しています。

戦略

当社は、外部環境分析（国際的ガイドライン等の要請、ベンチマーク先の策定状況の調査）及び内部環境分析（マテリアリティ検討時の当社状況分析）の双方を踏まえ、特定した重要課題（マテリアリティ）ごとに2030年のありたい姿を策定し、その姿と整合するKPIを選定しております。選定したKPIに関する中期的な目標値と、目標を達成するためのアクションプランを策定し、取り組むことでマテリアリティの達成を目指してまいります。

指標及び目標

当社の重要課題（マテリアリティ）を達成するためのKPIおよび目標は以下の通りであります。

| 重要課題（マテリアリティ） | KPI詳細 | 目標 |
|-----------------------------|---|---|
| 脱炭素社会への貢献 | GHG排出量（Scope1+2）削減率 | 基準年（2022年9月期）比50%削減（2030年9月期） |
| | 脱炭素・低炭素事業に係るM&Aの成約件数 | 5年間で5件以上（2029年9月期） |
| 業界全体での顧客本位かつ健全なM&A仲介サービスの提供 | 業界要請に従った方針に基づく体制構築 | 中小M&Aガイドライン・M&A支援機関協会の自主規制の遵守および最新動向への対応 |
| | 顧客満足度 | 顧客満足度調査の対象増加・分析（2026年9月期） |
| | サービス品質向上に向けた業界全体への働きかけ | M&A支援機関協会への積極的な参加、意見発信、協会への加入促進 |
| | M&Aサービス提供に関する従業員研修 | 全体研修実施 年3回以上（2026年9月期） |
| M&Aの推進による地域経済の発展への寄与 | 事業承継、成長支援に関連する案件数（譲渡企業数） | 直近前期比を上回る案件数（2026年9月期） |
| | 特定分野におけるM&A成約件数 | 病院・クリニックの案件実施数 5年間で累計100件（2029年9月期） |
| 社会貢献活動を通じた地域課題の解決 | 自社リソースを活用した社会貢献活動の総額 | 地域コミュニティとの対話と、地域課題の解決やその発展に資する教育活動・寄付活動等の充実 |
| 多様な人材の可能性を引き出す職場づくり | 人材の活性化を促す人事制度および教育制度、その他諸制度の整備 | 個人・チームの成長を促す人事制度と給与体系の刷新、従業員の成長を促す研修などの教育機会の提供、挑戦を促す組織風土の醸成 |
| | 一人あたり教育研修費用 | 年間10万円/人 以上（2026年9月期） |
| | 特定分野における資格取得者数・率 | 日商簿記2級またはこれに準ずる資格取得 コンサルタント100% (対象者：入社1年経過しているコンサルタント) 準ずる資格：公認会計士、税理士、米国公認会計士、中小企業診断士（2026年9月期） |
| | ダイバーシティ&インクルージョンに対する取り組みの推進 | シニア、女性コンサルタント、障がい者、多国籍人材の積極採用 |
| | 女性管理職比率 | 10%（2026年9月期） |
| | 男性育児休暇取得率 | 100%（2026年9月期） |
| | 年次有給休暇取得率 | 70%以上（2026年9月期） |
| | コンプライアンス推進体制の強化（コンプライアンス関連規程の見直し、コンプライアンス研修の実施） | 定期的なコンプライアンス研修の実施およびコンプライアンス関連規程の見直し |
| コンプライアンスとデータセキュリティの徹底 | データセキュリティに係る内部監査の実施 | 内部統制の整備・運用状況を適正に監査できる体制の維持 |
| | 情報管理研修・訓練の実施回数 | 全体研修または訓練の実施 年2回以上（2026年9月期） |

(2) 気候変動及び自然資本・生物多様性に関する取組

当社では、気候変動及び自然資本・生物多様性が事業活動及び社会全体に与える影響の重要性を認識し、経営上の重要課題の一つとして捉えてあります。2022年9月期よりTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った情報開示を開始し、2024年9月期からはTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った情報開示も開始しました。気候変動と自然資本は相互に関連しており、一体的に捉えるべき重要な課題であるとの認識のもと、両課題への対応を強化しております。

気候変動及び自然資本・生物多様性に係る当社の取組については、コーポレートサイトにおいて詳細に開示しています。（<https://www.strike.co.jp/sustainability/environment.html>）

ガバナンス

サステナビリティ推進委員会は、SDGsを意識したサステナビリティ全般の対応に加え、TCFD提言及びTNFD提言を要請されているリスクと機会の特定・評価、シナリオ分析、温室効果ガス排出量の算定等を実施し、取締役会への報告を行う等、気候関連及び自然資本・生物多様性関連課題に対するモニタリングを実施しています。

取締役会は、気候変動及び自然資本・生物多様性問題への取組状況についての報告を受け、サステナビリティ推進委員会に対して取組方針を指示しています。

-1戦略（気候変動への対応）

a. 気候変動に伴う重要なリスクと機会

2024年10月に気候変動に伴って将来生じる可能性のある当社のリスク・機会について、TCFD提言に沿ったリスク・機会を特定し、重要度の評価を行いました。リスク・機会の特定に当たっては、2030年（短期）、2050年（中期）、2100年（長期）を想定し、以下のシナリオを使用しました。

- ・IEA（国際エネルギー機関）1.5 上昇（NZE2050）、2 上昇（APS）
- ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）4 上昇（SSP5、RCP8.5）

特定されたリスク・機会のうち、特に重要なものは次に示す表のとおりです。

重要なリスク

| 主なリスク | | | 事業への影響 | 重要度 | | 発現時期 | 主な対応策 |
|--------|-----------|---|---|--------------|--------|---------------|-----------------------------------|
| 移行リスク | 政策・法規制リスク | 炭素税・賦課金や排出量取引制度の拡大 | | 1.5 / 2 シナリオ | 4 シナリオ | | |
| | | 化石燃料由来のエネルギー使用に係る炭素税の税金や排出量取引の追加コストが発生する。 | 中 | | 短中期 | GHG排出量削減活動の推進 | |
| | 市場リスク | 気候変動に関する顧客の環境意識の高まり | 排出量目標達成のため、排出権取引や証書（クレジット）購入等のコストが増加する。また、報告に係る事務手続きのコストが増加する。 | 中 | | | GHG排出量削減活動の推進 |
| 物理的リスク | 急性リスク | 台風・豪雨・洪水等の気候変動による災害の頻発化、激甚化 | 環境リスクのある企業への投資が減少することで、売上が減少する。 | 中 | | 中長期 | 環境に配慮した事業活動の推進 |
| | 慢性リスク | 海面上昇 | 当社や顧客（買収先、譲渡先）のオフィスが被災、あるいは、それらを繋ぐ交通インフラや情報インフラが影響を受けた場合、事業が停止する。 | 中～高 | | | 拠点の防災・減災対策の推進、テレワーク・シェアオフィスの活用 |
| | | | 拠点が高潮の被害に遭うリスクが増加し、オフィス移転の追加コストが発生する。 | | 中 | | 拠点の移転、防災・減災対策の推進、テレワーク・シェアオフィスの活用 |

重要な機会

| 主な機会 | | 事業への影響 | 重要度 | | 発現時期 | 主な対応策 |
|----------|---|-----------------------------------|--|-----------|------|----------------------------|
| | | | 1.5 / 2 シナリオ | 4 シナリオ | | |
| 機会 市場 | 製品/ サービス 開発企業の M & Aニーズ の増加 | 気候変動に伴う低炭素商品・サービス開発企業のM & Aニーズの増加 | 低炭素商品・サービスの開発を手掛ける企業の増加により、M & Aを検討する企業が増えることにより、M & Aニーズが増加する。 | 中～高 | 短中期 | 低炭素商品・サービス開発企業のM & Aニーズの把握 |
| | | 気候変動に伴う企業のM & Aニーズの増加 | 脱炭素化が進行し、脱炭素・低炭素に貢献する事業分野の事業拡大や事業創出を図る企業（ベンチャー企業を含む）が増え、M & Aニーズが増加する。 | 高 | | 脱炭素・低炭素事業に係るM & Aニーズの把握 |
| | | | 脱炭素化が進行し、顧客の事業においてCO2排出量を低減する必要性が高まり、M & Aニーズが増加する。 | 中～高 | | 脱炭素のためのM & Aニーズの把握 |
| | | | 気候変動に対する顧客の意識が高まり、気候変動に関連した事業への投資に係る需要が増え、M & Aニーズが増加する。 | 中～高 | | 気候変動に関連したM & Aニーズの把握 |
| | | | 環境意識の高まりにより、企業へのESG関連の対応が更に求められ、事業の廃業を検討する企業が増え、M & Aニーズが増加する。 | 中 | | 気候変動に関連したM & Aニーズの把握 |
| | | | 市場における気候変動を加味した取引条件が設定されることにより、資本力が大きな企業との提携を希望する会社が増え、M & Aニーズが増加する。 | 中 | | 気候変動に関連したM & Aニーズの把握 |

b. 事業インパクト評価

2024年10月に特定されたリスクのうち、重要度が高く、試算可能なリスクについて、移行リスクとして炭素税導入による追加コスト、物理的リスクとして洪水・高潮発生時の拠点の浸水による追加コスト（オフィス代替費用）を試算しました。試算に当たっては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）と国際エネルギー機関（IEA）の情報に基づき、1.5 / 2 上昇、4 上昇を想定したシナリオを使用しました。

ア. 税制度（炭素税等）導入による追加コスト [移行リスク]

国際エネルギー機関（IEA）の情報に基づき、当社の拠点において、エネルギー消費に伴い排出される温室効果ガス排出量に応じて課税される追加コストを算定しました。なお、算定に当たっては、温室効果ガス排出量削減目標の基準年である2022年9月期の温室効果ガス排出量を用いました。

1.5 上昇シナリオで追加コストが大きくなり、2050年の影響は約6.3百万円となりましたが、リスクの検討を開始した2022年9月期以降の経常利益に対して1%未満であり、気候変動の影響は小さいことがわかりました。

イ. 高潮発生時の拠点の浸水による追加コスト（オフィス代替費用） [物理的リスク]

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が提供する将来予測データを用いて、当社の拠点が、洪水又は高潮で浸水被害を受けた場合、事業継続に必要な代替オフィスの借り上げ費（追加コスト）を算定しました。

当社の全拠点について、現況の洪水・高潮のハザードマップを重ねた結果、洪水のみの影響による浸水被害の試算対象となる拠点はなかったため、高潮を対象に試算しました。なお、試算は、2023年9月時点の拠点を対象として実施しました。

4 上昇シナリオで追加コストが大きくなり、2100年の影響は約24百万円となりましたが、リスクの検討を開始した2022年9月期以降の経常利益に対して1%未満であり、気候変動の影響は小さいことがわかりました。

- 2 戦略（自然資本・生物多様性への対応）

当年度において、当社の事業活動における自然との関わり（自然資本・生物多様性への依存・影響）を把握した上で、将来顕在化する可能性のあるリスク・機会を特定しました。事業活動における自然との関わりの把握に当たっては、T N F D 提言において推奨されているLEAPアプローチを参考に検討を行いました。

a. 事業活動と自然との関わり

事業活動における自然資本との関係について、一般的な依存・影響の概要を簡易に評価するツールであるENCOREを使用するとともに、当社の事業特性を踏まえて、バリューチェーン全体における自然資本・生物多様性への依存と影響について整理しました。

当社は、事業活動で使用するパソコンや印刷用紙等の必要資材等の調達において自然資本に依存しており、事業から出る廃棄物や温室効果ガスの排出等により自然資本へ影響を与えています。

b. 主なリスク・機会

事業活動と自然との関わりを把握した結果、特定された主なリスク・機会は次に示す表のとおりです。

なお、リスク・機会の重要度評価の際に、定量化が可能な依存・影響を対象にエコロジカル・フットプリントを用いて、依存・影響の大きさを定量化いたしました。

| バリューチェーン 上の事業活動 | | | 自然との関わり | | リスク・機会 | | 重要度 | 対応策の例 |
|--------------------|------------------|-------------------------------|---------|---|-------------|---|-------------|--|
| 上 流 活 動 | オ フ ィ ス | 電気・ 熱の調 達 | 依 存 | 自然資本・生物多様性の 供給サービスによりもたらされるエネルギー資源 の利用 | リ ス ク | エネルギー資源の利用が制限され、化石燃料由来の電力料金が高騰し、電気・熱の調達費用（コスト）が増加する | 中 | ・GHG排出量削減活動の推進 |
| | | 必要資 材（事 務用 品）の 調達 | 依 存 | 自然資本・生物多様性の 供給サービスによりもたらされる資材により製造された事務用品の利用 | 機 会 | 環境に配慮した事務用品の調達によって企業イメージが向上する | 低 ～ 中 | ・環境に配慮した事務用品の導入促進 ・紙使用量の削減 |
| | オ フ ィ ス | 必要資 材（電 子機 器）の 調達 | 依 存 | 自然資本・生物多様性の 供給サービスによりもたらされる金属資源の利用 | リ ス ク | 金属資源の利用が制限され、金属製品の価格が高騰し、電子機器の調達費用（コスト）が増加する | 中 | ・環境に配慮した電子機器の調達を検討 |
| | | | | | 機 会 | 環境に配慮した電子機器の調達によって企業イメージが向上する | 低 ～ 中 | ・環境に配慮した電子機器の調達を検討 |
| | オ フ ィ ス | 建物の 使 用 | 影 響 | 陸上生態系の利用による 生態系の改変 | 機 会 | 緑化・植栽等の活動を行うことによって企業イメージが向上する | 中 | ・社会貢献活動を通じた地域課題の解決を推進 ・再生・復元活動への参画を検討（東京本社、名古屋オフィス） |
| | オ フ ィ ス | 電気・ 熱の使 用 | 影 響 | エネルギー（電気・熱）の使用に伴う温室効果ガスの排出 | リ ス ク | 自然資本・生物多様性の気候調整サービス機能が低下することにより、当社の気候変動関連リスクが顕在化する | 中 ～ 高 | ・GHG排出量削減活動の推進 |

c. 優先地域の分析

自然関連のリスク・機会を特定する過程においては、優先地域の分析を行いました。分析に当たっては、当社の操業場所であり、自然との直接的な接点であるオフィスの立地箇所を対象としました。

優先地域の分析の結果、自然資本・生物多様性にマイナスの影響を与える拠点は確認されませんでした。なお、緑化・植栽などの再生・復元活動によってプラスの影響を与える機会のある拠点は複数確認されました。

| 評価の視点 | 分析に使用した指標 | 該当拠点 |
|-----------|---|------|
| 生物多様性の重要性 | 自然公園区域、生物多様性重要地域（KBA）、重要里地里山、重要野鳥生息地（IBA）、鳥獣保護区 等 | 0拠点 |
| 生態系の健全性 | 保護林、生物多様性（平均生物種豊富度（MSA）） 等 | 0拠点 |
| 水リスク | 水の枯渇、需要に対する累積取水量 | 0拠点 |

リスク管理

気候変動及び自然資本・生物多様性関連を含む全社的なリスクの管理は、管理部担当取締役が統括しており、重要な方針については経営会議、取締役会への報告を行っています。

気候変動及び自然資本・生物多様性関連のリスクについては、「サステナビリティ推進委員会」において、TCFD提言及びTNFD提言に沿って気候関連・自然関連のリスクと機会の洗い出しを行い、取締役会への報告を行う等、気候関連・自然関連の課題に対するモニタリングを実施しています。また、特定したリスクと機会は、確からしさと影響の大きさから重要度を評価し、重要と評価されたリスクと機会については、取締役会に報告し、全社的なリスク管理の対象に組み込み、対応しています。

指標及び目標

当社では、2024年9月期における当社事業（単体）に伴う温室効果ガス排出量を、国際基準であるGHGプロトコルに準拠して算定しました。2024年9月期におけるScope1、Scope2、Scope3の排出量は以下のとおりです。

2024年9月期温室効果ガス排出量

| |
|--|
| 対象：当社単体（2024年9月期） |
| 算定基準：GHGプロトコルに基づく算定 |
| 算定範囲：Scope1（燃料の燃焼）、Scope2（電気・熱の使用）、Scope3（サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量） |

| 区分 | 排出量（tCO ₂ ） | |
|-------------------|------------------------|-------|
| Scope1（燃料の燃焼）（注1） | 28 | |
| Scope2（電気の使用） | 口座ーション基準（注2） | 290 |
| | マーケット基準（注3） | 153 |
| Scope2（熱の使用） | 口座ーション基準（注4） | 88 |
| | マーケット基準（注5） | 76 |
| Scope3 | 5,322 | |
| 計（Scope1+2+3） | （口座ーション基準） | 5,728 |
| | （マーケット基準） | 5,579 |

（注）1. ガソリンの年間使用量 × ガソリンの単位発熱量 × ガソリンの排出係数 × 44/12

ガソリンの単位発熱量、ガソリンの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」に基づく値を採用しております。

2. 平均的な排出係数（2022年度全国平均係数）に基づき算定しております。

3. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められた電気事業者別の調整後排出係数（2024年度提出用）に基づき算定しております。
- 本社については、2023年10月～2024年9月の期間、トラッキング付き非化石証書で購入した電力割当量を電気使用量から相殺しております。
4. 全国平均係数が未公表（2025年3月時点）であるため、代替値（省令の排出係数）を使用して算定しております。
5. 熱事業者別の排出係数に基づき算定（熱事業者別の排出係数が未公表の場合は代替値を適用）しております。

| Scope3 カテゴリ | 排出量 (tCO2) (注1) | 割合 (%) |
|--------------------------------|-----------------|--------|
| 1. 購入した製品・サービス | 3,099 | 58.2 |
| 2. 資本財 | 590 | 11.1 |
| 3. Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動 | 106 | 2.0 |
| 4. 輸送、配送（上流） | | |
| 5. 事業から出る廃棄物 | 11 | 0.2 |
| 6. 出張 | 1,438 | 27.0 |
| 7. 雇用者の通勤 | 75 | 1.4 |
| 8. リース資産（上流）（注2） | 0 | 0.0 |
| 9. 輸送、配送（下流） | | |
| 10. 販売した製品の加工 | | |
| 11. 販売した製品の使用 | | |
| 12. 販売した製品の廃棄 | | |
| 13. リース資産（下流） | | |
| 14. フランチャイズ | | |
| 15. 投資 | | |
| Scope3総排出量 | 5,322 | 100 |

（注）1. 「 」は算定対象外

2. レンタルオフィス使用による排出量を算定しております。

当社では、気候関連のリスクと機会をマネジメントするため、2050年カーボンニュートラルに向けて、当社事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めています。

2022年9月期の温室効果ガス排出量の算定結果を踏まえ、中期的な目標を以下のとおり設定しました。

| |
|------------------------------------|
| 対象：温室効果ガス排出量（Scope1 + Scope2の総量） |
| 目標：2030年9月期に基準年比50%削減 基準年：2022年9月期 |

（注）目標基準年である2022年9月期の排出量実績（Scope1 + Scope2の総量）は、ロケーション基準で152tCO2、マーケット基準で185tCO2

(3) 人的資本に関する取組

基本方針及び戦略

当社では、M & A 仲介事業を持続的に成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM & A コンサルタントの継続的な獲得・育成・維持が喫緊の課題であると認識しているため、以下の基本方針及び戦略に従い取り組んでおります。

a. 基本方針

当社は、「個の力を結集し、最高のチームになる。」ことを行動規範の一つとしており、「多様な人材が、個の能力を最大限発揮し、皆が協力し合うことで最高の成果を生み出すこと」を基本方針としており、そのために下記の3つの具体的な方針を定めております。

(獲得)個人能力に基づく採用

(育成)成長・活躍できる体制・環境整備

(維持)成果や貢献に基づく人事制度

b. 人材の獲得に関する戦略

獲得に関しては、年齢、性別、国籍等の属性に左右されず、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の当社の求める知識、技能、経験を備えた人材を獲得する方針としております。特に、当社の課題であるサービス品質の向上、事業領域の拡大に向けて、これまでにない分野での知識、技能、経験を持つ人材の採用も積極的に行ってまいります。

また、過去は、中途採用を中心に入材獲得を行ってまいりましたが、安定的に採用できない場面もあり、安定的に優秀な人材を確保するため、新卒採用に積極的に取り組む予定としております。

c. 人材の育成に関する戦略

従業員の育成に関しては、研修メニューの見直しや開発に取り組み、新卒社員向け研修期間の伸長や、コンプライアンス、リーダー・管理職向け、個人資質向上等の階層別、テーマ別研修の開催回数を増やすとともに、eラーニングによる研修機会の提供や専門書籍の配布等を行っており、今後も専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M & A 情報の共有等の施策に取り組んでまいります。また、労働や勤務形態についても、出産・育児・介護などを抱える従業員を含め、全従業員の成長・活躍のために見直しを進めていくほか、社内でのナレッジ共有やA I 活用など通じて、業務効率化についても継続的に進めてまいります。

また、チーム制を導入しており、チームとして多様な案件に対応することを通じて、個人の経験を高める施策を推進しております。当事業年度に入社したM & A コンサルタントが早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。当社は、優秀なM & A コンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して隨時見直しを行ってまいります。

d. 人材の維持に関する戦略

当社は、優秀な人材の定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や成果・貢献に基づく人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して隨時見直しを行ってまいります。

e. 人材の多様性の確保

当社は、行動規範の通り、一人ひとりの個の力、多様な人材こそ競争力の根幹であると考えております。個人の多様性を尊重し、従業員一人ひとりがその力を最大限に発揮できるように、働きやすい職場・風土の醸成に努めています。

多様な人材を確保するため、女性を積極的に採用する方針とし、女性向け採用コンテンツや採用イベントなどの強化を進めております。また女性の活躍推進にも注力しており、女性管理職比率の向上を目標として定めております。さらに、年齢や経験に関わらず意欲と能力のある人材が活躍できるよう、高齢者の積極採用も進めております。人権尊重を事業活動の基盤と捉え、「人権方針」を策定し、全従業員を対象としたハラスメント研修等を実施、出産・育児・介護などに対する制度整備を進めるほか、年齢や性別、国籍に関わらず、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

指標及び目標

当社の人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に係る指標に関する目

標及び実績は、次のとおりであります。

| 指標 | 目標 | 実績（当事業年度末時点） |
|----------|---------------|--------------|
| 女性管理職比率 | 2026年9月までに10% | 9.0% |
| 女性正規雇用者数 | 2026年9月までに70名 | 77名 |

3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。併せて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。また、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

M & A 市場の低迷

中堅・中小企業のM & A 市場は、1990年代以降、オーナー経営者の高齢化に伴う後継者問題等を背景に拡大傾向にあります。また、今後も、企業の成長、生産性向上、オープンイノベーションなどの目的のためのM & A 活用により、市場は更に拡大する可能性があるものと予測しており、当社でも様々なM & Aニーズに対応できるよう体制を整備しております。しかしながら、経済環境や金融市場の動向等によりM & A 買収ニーズが減少に転ずること等を要因として、市場が縮小した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、過去にも、リーマンショックや東日本大震災を契機として、M & A 買収ニーズの減少によりM & A 市場が一時的に縮小した経緯もあり、類似した経済情勢の変化や自然災害の影響を受けて市場が低迷する可能性もあります。

当面のところ当該リスクが顕在化する可能性は低いものと判断しておりますが、経済情勢の変化や自然災害はいつ発生してもおかしくないものとなります。また、日本国内における経済情勢悪化の度合いが大きいほど、発生した自然災害のエリアや災害規模が大きいほど、当社の経営成績及び財政状態に与える影響は大きくなります。

M & A に関する法的規制

現状、M & A 仲介業務を直接的に規制する法令はなく、許認可制度や資格制限もありません。しかしながら、今後、法令の制定により、M & A 仲介業務に対する何らかの法的な規制を受けることに至った場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、M & A 取引又はM & A 制度に係る金融商品取引法、会社法、税法等の法改正が行われることで、社会におけるM & Aニーズも変化する可能性があり、その結果として、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

現在のところ、影響の大きな具体的な法規制は予定されていませんので、リスクが顕在化する可能性及びその影響は低いと判断しております。

中小M & A ガイドライン

中小企業庁が、中小企業が安心してM & A に取り組める基盤を構築するためにM & A 支援機関登録制度を設置しております。これは、中小企業庁が制定した中小M & A ガイドライン及び所定の誓約事項を遵守し、登録されたM & A 支援機関を一定の補助金対象とする制度であります。一方、中小M & A ガイドライン違反等があった場合には、その登録が取り消されることとなっております。

もし、当社が当該ガイドラインの違反行為をし、当該登録が取り消された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現状のところ、ガイドラインの改訂の都度、複数部門で協議し適切な対応を図るなど適切に対応しておりますので、発生の可能性は低いと判断しておりますが、そのような登録が取り消されるような事態になった場合には相当の影響があるものと予想しております。

また、ガイドライン等が強化された場合については、業務負担が増えることで当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がありますが、現状では業務負担が大きく増加するような改訂は認識しておりません。

同業者との競合

M & A 仲介事業は許認可制度や資格制限もないことに加え、事業の開始にあたり大規模な設備投資も不要であることから、相対的に参入障壁が低い事業であると判断しております。このため、大手事業者から個人事業者まで多数の事業者がM & A 仲介事業を展開しており、今後も同業者間での競争が激しくなることが推測されます。一方、中小M & A ガイドラインの策定や改訂などを通じて、M & A 仲介業者の業務レベルの向上も求められている状況であり、単純な顧客獲得競争から業務品質を中心とした競争へと競争環境が変化してきているものと判断しております。

当社では、M & A 仲介業務の差別化や顧客からの信頼を向上させるため、会議、研修、社内システムにより、これまでの経験により蓄積されたノウハウの社内共有、外部専門家による講習、従業員に対する専門的知識の教育を行うとともに、公認会計士・税理士等の有資格者やM & A 実務経験者の積極的な採用をするなどの施策を講じてサービス品質の向上に向けた対応を図っておりますが、競合他社との競争が激化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

業績の変動について

M & A 仲介事業は、受託する案件の規模により、成約報酬も異なっております。当社では、受託案件数を増やすことにより、業績が大きく変動しないよう取り組んでおりますが、案件成約数の一時的な変動や成約案件規模の大小により、四半期又は事業年度ごとの一定期間で区切ってみた場合に、期間ごとの業績が大きく変動する可能性があります。

M & A 仲介事業は、譲渡先と買収先の意向に従い、受託から成約までの一連の業務を進めています。当社は両者のマッチングが円滑に進み、早期に成約に至るよう取り組んでおりますが、両者での条件交渉が難航することや、当事者の意思決定が遅延すること等を要因として、予定どおりに案件が進まない場合も想定されます。また、予定どおり業務が進んだものの、最終的には当事者の希望により譲渡日が決定されるため、当初の想定とは異なる時期にM & A 実行される場合もあります。これらにより、期間ごとの業績が当初計画と比べ大きく変動する可能性もあります。

近年、規模が非常に大きな案件も増えてきており、当該大型案件の成約によって期間ごとの売上が変動する可能性が高くなっています。また、大型案件の増加に伴い、期間ごとの業績が計画と大きく乖離する状況も発生しております。

個々の案件状況次第にはなりますが、業績の変動や、業績予定と実績の乖離については、今後も発生する可能性があると認識しています。その影響額の程度については、対象案件の数、大型案件の多少によって左右されることになります。

人材の獲得、育成、維持

当社の事業は、コンサルタントによる人的サービスを中心としているため、当社が事業を拡大していくには、優秀なM & A コンサルタントの獲得、育成、維持が重要な課題であると認識し、これに取り組んでおります。しかしながら、人材を適時に確保できない場合、人材が大量に社外流出してしまった場合、あるいは人材育成が計画どおりに進展しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。更に、個々のコンサルタントの不適切な業務により、当社の対外的な信用力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあると認識しています。

当社では個人の能力を高めるための研修についてこれまで拡充してきており、業務についてはチームを中心とした組織で行う体制とすることで、個人が成長し、成果を創出しやすい環境整備をしてまいりました。また、チーム制によるメンバーの相互牽制により、不正が起きにくい体制にもなっております。こちらを強みとして、人材を適切に獲得し、維持でき、不適切な業務ができにくい体制になっていますので、当該リスクの発生する可能性は低いと判断しております。

単一事業及び事業領域の拡大

当社は、M & A 仲介事業を中心として安定的に成長してまいりましたが、単一事業セグメントであるため、M & A 仲介事業に対する何らかの影響があった場合に、当社の経営成績及び財政状態に及ぼす影響が相対的に高いと考えております。現在のところ、単一セグメントであることに起因する顕在化の可能性の高いリスク要因は認識していませんが、将来的なリスク要因となりえるため、M & A 仲介事業を中心としながら、事業領域を拡大することでその可能性を低減できるよう対応していく方針としています。

その事業領域の拡大の過程で、新たな事業投資に対して、収益化が想定どおり進展しない場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があると考えております。現在のところ、新事業への投資額は多額ではないため、そのような事象が発生しても影響は軽微であると判断しております。

情報セキュリティの管理

当社は、顧客から情報を入手するに際して、秘密保持契約等を締結し、顧客に対して守秘義務を負っております。当社で、情報セキュリティマネジメントシステム（IS-S）の国際規格である「JISQ 27001:2023 (IS / IEC 27001:2022)」の認証を2024年3月に取得しており、顧客から入手した情報が漏洩しないよう、社内規程を整備し、情報の保管管理を徹底するとともに、役職員に対しても守秘義務に関する教育を行う等の施策を講じております。しかしながら、不測の事態等により、守秘義務の対象となる情報が漏洩した場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現在のところ、当該リスクが発生する可能性のある要因は認識しておりません。

個人情報管理

当社は、メールマガジンの登録及びセミナーの受講等において、個人情報を取得する場合があります。当社では「個人情報の保護に関する法律」に従い、社内規程を整備し、個人情報の厳正な管理を行っております。このような対策にも関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現在のところ、当該リスクが発生する可能性のある要因は認識しておりません。

(3) その他のリスクについて

大株主及び当社代表取締役について

当社代表取締役 荒井邦彦は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、荒井邦彦の資産管理会社である株式会社 K & Company とあわせて、当事業年度末現在、当社株式の40.2%を所有する大株主であるとともに、経営においても重要な役割を担っております。当社では、過度な依存を回避すべく、会議体での重要な意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、マネジメント層の採用・育成を図っておりますが、現時点において当該役員に対する依存度は高い状況にあるといえます。そのため、何らかの理由により同氏が当社の経営を行うことが困難な状態となり、また、後任となる経営層の採用・育成が進展していなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

継続的にマネジメント層の充実を図り、中長期的な観点で当該リスクへの対応を図っております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

1)財政状態

(資産の部)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ1,922百万円増加し、21,150百万円となりました。これは主として現金及び預金が1,790百万円増加したほか、売掛金が53百万円、前払費用が48百万円それぞれ増加したことによるものであります。

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ150百万円増加し、3,612百万円となりました。これは主として高松オフィスの増床移転や広島オフィス及び札幌オフィスの増床等に伴い建物が67百万円増加したほか、投資有価証券が18百万円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ887百万円減少し、3,036百万円となりました。これは主として未払法人税等が340百万円が減少したほか、未払金が240百万円、買掛金が83百万円それぞれ減少したことによるものであります。

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べ44百万円減少し、252百万円となりました。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ3,004百万円増加し、21,474百万円となりました。これは、主として、利益剰余金が配当により1,747百万円減少したものの、当期純利益により4,719百万円増加したことによるものであります。

2)経営成績

当事業年度においては、275組の案件が成約（前事業年度252組）し、大型案件の影響を受けて案件単価が上昇したことにより、売上高は20,314百万円（前期比12.0%増）となりました。売上原価は、売上増加に伴うインセンティブ給与の増加やM & Aコンサルタントの増員に伴う人件費の増加等により、8,395百万円（前期比28.6%増）、販売費及び一般管理費は、営業関連の広告宣伝費等の増加、積極的な採用活動による採用に係る手数料の増加、M & Aコンサルタントの育成やコンプライアンス強化のための研修費の増加等により、5,586百万円（前期比15.5%増）となった結果、営業利益は6,332百万円（前期比6.5%減）となりました。これらの結果を受け経常利益は、6,341百万円（前期比6.4%減）となり、特別利益として投資有価証券売却益を89百万円、特別損失として投資有価証券評価損を62百万円計上した結果、当期純利益は4,719百万円（前期比4.7%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、20,149百万円と前事業年度末と比べ1,790百万円の増加となりました。主な増減要因は、下記のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は3,847百万円（前事業年度は6,280百万円の収入）となりました。これは主に、法人税等の支払額が1,990百万円、未払金の増減額が243百万円減少、未払又は未収消費税等の増減額が237百万円減少した一方で、税引前当期純利益を6,368百万円計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は314百万円（前事業年度は1,045百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が246百万円、敷金及び保証金の差入による支出が102百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,742百万円（前事業年度は979百万円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払額が1,742百万円あったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

| 事業の名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|------------|------------|----------|
| M & A 仲介事業 | 20,314,153 | +12.0 |
| 合計 | 20,314,153 | +12.0 |

- (注) 1. 当社は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。
2. 前事業年度及び当事業年度の主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。
3. 前事業年度及び当事業年度におけるM & A 成約組数の実績は次のとおりであります。

| 分類の名称 | 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) |
|------------|---|---|
| M & A 成約組数 | 252 | 275 |

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご留意ください。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。

また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(資産の部)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ1,922百万円増加し、21,150百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・配当金の支払いがあったものの、期中に発生した売掛金の回収等により現金及び預金が1,790百万円増加しました。
- ・事業年度末直前に多数の案件成約により、売掛金が53百万円増加しました。
- ・企業情報取得費用の先行支払い等により、前払費用が48百万円増加しました。

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ150百万円増加し、3,612百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・地方オフィスの移転等による設備投資により、有形固定資産が67百万円増加しました。
- ・純投資目的とする新規投資等により、投資有価証券が18百万円増加しました。

(負債の部)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ887百万円減少し、3,036百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・課税所得の減少に伴い、未払法人税等が340百万円減少しました。
- ・インセンティブ賞与の支払い早期化に伴い、未払金が240百万円減少しました。
- ・事業年度末直前に案件紹介料の発生件数が少なかったことにより、買掛金が83百万円減少しました。

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べ44百万円減少し、252百万円となりました。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ3,004百万円増加し、21,474百万円となりました。主な変動科目は下記のとおりであります。

- ・利益剰余金が配当により1,747百万円減少したものの、当期純利益により4,719百万円増加しました。

b. 経営成績の分析

(活動状況・取り組み)

当事業年度において、営業面におきましては、顧客への提案力向上のための研修や、「中小M & A ガイドライン」の理解を深めるための社内研修を行い、M & A コンサルタントの育成を通じてサービス品質の向上に努めてまいりました。また、業種別にWEB広告や提案型営業を展開し、幅広くM & Aニーズの発掘に取り組みました。さらに、スタートアップ企業と事業会社の提携促進を目的としたサービス「S venture Lab.」では毎月交流イベントを開催し、スタートアップ企業のM & A市場の開拓等にも注力しました。また、国内だけでなくクロスボーダー案件の獲得やM & A仲介事業にとどまらずFA(ファイナンシャル・アドバイザー)事業や戦略コンサルティング等のM & Aの周辺領域への事業拡大も進めております。

提携先との連携におきましては、兵庫県の淡路税理士協同組合との業務提携を開始したことで、税理士協同組合等との提携は全国23団体、6万6千人以上の会員とのネットワークに拡大いたしました。また、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内におけるM & A人材の育成を担い、協業によるM & A支援体制の強化を行いました。

人員面におきましては、今後の業績拡大を図るため積極的な採用を進めたことで、当事業年度においてM & Aコンサルタントを74名増員しました。

このような取り組みの結果、新規受託実績は1,181件となり、目標件数(1,045件)を達成することができました。

(売上高)

当事業年度の売上高は20,314百万円と、前事業年度に比べ2,175百万円の増収(前期比12.0%増)となり、過去最高となりました。この主な要因は、成約組数が目標(310組)に届かなかったものの、275組成約(前期比+23組)するとともに、大型案件の影響を受けて案件単価が上昇したことによるものであります。

成約組数について、当初目標が達成できなかったのは、「中小M & A ガイドライン」の改訂対応等により工数が増加傾向にあり、成約期間が想定より長期化したことが要因と判断しております。

成約単価については、売上高を成約組数で除した金額ベースで、前事業年度は72百万円のところ当事業年度は74百万円と上昇しております。

(売上総利益)

当事業年度の売上原価は8,395百万円となり、前事業年度に比べ1,867百万円の増加(前期比28.6%増)となりました。この主な要因は、人員増加及び売上に伴うインセンティブ賞与の増加による給与手当及び賞与の増加1,116百万円と、提携先からの紹介案件の成約が増えたことにより案件紹介料が453百万円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は11,918百万円と、前事業年度に比べて307百万円の増益(前期比2.7%増)となりました。

(営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は5,586百万円となり、前事業年度に比べ748百万円の増加(前期比15.5%増)となりました。この主な要因は、営業関連の広告宣伝費等の増加183百万円や、地方オフィス移転等による地代家賃の増加94百万円等によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は6,332百万円と、前事業年度に比べて440百万円の減益(前期比6.5%減)となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は32百万円となり、前事業年度に比べ23百万円の増加(前期比268.7%増)となりました。この主な要因は、預金金利の上昇による受取利息25百万円等によるものであります。

当事業年度の営業外費用は22百万円となり、前事業年度に比べ13百万円の増加(前期比155.1%増)となりました。この主な要因は、投資事業組合運用損22百万円によるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は6,341百万円と、前事業年度に比べて430百万円の減益(前期比6.4%減)となりました。

(当期純利益)

当事業年度の特別利益は89百万円となり、前事業年度に比べ26百万円の増加となりました。

当事業年度の特別損失は62百万円となり、前事業年度に比べ42百万円の減少となりました。

また、当事業年度の法人税等は1,653百万円となり、前事業年度に比べ165百万円の減少(前期比9.1%減)となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は4,719百万円と、前事業年度に比べて235百万円の減益(前期比4.7%減)となりました。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の運転資金需要の主なものは、人材の獲得、維持に係る人件費、営業継続のための物件維持費及びシステム維持費、将来の顧客獲得のため又は顧客の利便性や当社サービス向上のための広告宣伝費及びシステム改良費等の営業費用であります。

現時点で予定されている重要な資本的支出はありませんが、当社がM & Aにより企業買収することは常に視野に入れており、買収資金として活用する可能性はあります。

当社としては、不測の事態や競合会社とのサービス競争も想定し、十分な資金を自己資金(内部留保により)として確保しながら、必要に応じて銀行借入で調達する方針としております。なお、当事業年度末での銀行借入はありません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は244百万円であり、その主な内訳は、高松オフィスの増床移転、札幌オフィス及び広島オフィスの増床に伴う有形固定資産の取得等でありました。

また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社はM & A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年9月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | 従業員数 (人) |
|-----------------|-------|----------|---------------|--------|---------|---------------|
| | | 建物 | 工具、器具 及び備品 | ソフトウェア | 合計 | |
| 本社 (東京都千代田区) | 業務施設 | 555,075 | 216,070 | 6,083 | 777,229 | 348 [19] |

- (注) 1. 当社はM & A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
 4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。なお、下記金額に消費税等は含まれておりません。

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 年間賃借料 (千円) |
|-----------------|-------|---------------|
| 本社 (東京都千代田区) | 業務施設 | 782,898 |

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 60,000,000 |
| 計 | 60,000,000 |

(注)2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されると、普通株式の発行可能株式総数は70,000,000株となる予定です。

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (2025年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (2025年12月17日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 19,203,000 | 19,203,000 | 東京証券取引所 (プライム市場) | 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準株式であります。 また、1単元の株式数は100 株であります。 |
| 計 | 19,203,000 | 19,203,000 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2025年6月30日 (注) | 151,200 | 19,203,000 | | 823,741 | | 801,491 |

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) | |
|-------------|--------------------|--------|----------|--------|--------|------|--------|--------------|--|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | 16 | 26 | 74 | 113 | 32 | 5,897 | 6,158 | |
| 所有株式数(単元) | | 30,256 | 4,895 | 57,537 | 35,401 | 98 | 63,615 | 191,802 | |
| 所有株式数の割合(%) | | 15.77 | 2.55 | 30.00 | 18.46 | 0.05 | 33.17 | 100.00 | |

(注)自己株式238株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|------------|-----------------------------------|
| 株式会社 K & Company | 東京都千代田区大手町1丁目7番2号東京サンケイビル27階 | 5,250,000 | 27.34 |
| 荒井 邦彦 | 東京都練馬区 | 2,471,400 | 12.87 |
| 日本マスター・トラスト信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インター・シティAIR | 1,590,700 | 8.28 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番12号 | 784,200 | 4.08 |
| MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社) | 25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E1 4 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号) | 406,050 | 2.11 |
| 鈴木 伸雄 | 東京都渋谷区 | 390,000 | 2.03 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E1 4 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区港南2丁目15番1号) | 378,770 | 1.97 |
| 金田 和也 | 東京都目黒区 | 371,000 | 1.93 |
| 大同生命保険株式会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行) | 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号) | 348,000 | 1.81 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部) | ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南2丁目15番1号) | 252,126 | 1.31 |
| 計 | | 12,242,246 | 63.75 |

(注)上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口) 779,400 株

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 626,000 株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------|----------|---|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 200 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 19,180,000 | 191,800 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 22,800 | | |
| 発行済株式総数 | 19,203,000 | | |
| 総株主の議決権 | | 191,800 | |

(注)単元未満株式には、当社保有の自己株式38株が含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ストライク | 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 | 200 | | 200 | 0.00 |
| 計 | | 200 | | 200 | 0.00 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 29 | 103,385 |
| 当期間における取得自己株式 | | |

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|--|---------|-----------------|--------|-----------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) |
| 引き受ける者の募集を行った 取得自己株式 | | | | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | 151,200 | 433,959 | | |
| 合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式 | | | | |
| その他() | | | | |
| 保有自己株式数 | 238 | | 238 | |

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り
による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当期純利益の概ね50%を目標としております。

なお、資金残高及び中期経営計画に基づく想定キャッシュ・フローを踏まえ、2027年9月期までは株主還元を一時的に更に増やし、1株当たりの配当金を180円とする方針としております。また、各期の配当性向が50%を下回る結果となる場合には、1株当たりの配当金を180円から増配する方針としております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源及び新サービスや新規事業(M & Aを含む)の財源として利用していく予定であります。

第29期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式1株当たり180円の期末配当を実施することを2025年12月23日開催予定の定時株主総会で決議する予定であります。この結果、第29期事業年度の配当性向は73.2%となる予定であります。

なお、第29期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) |
|-----------------------------|------------|-------------|
| 2025年12月23日 定時株主総会決議(予定) | 3,456,497 | 180 |

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、「世界を変える仲間をつくる。」というミッションの下、透明・公正な事業を通じて企業価値を高め、社会の持続的な成長に貢献することを目指しています。この目標を達成するため、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたっては、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化し機動的な業務執行を図ることで「監督と執行の役割区分の明確化」を図るとともに、指名・報酬諮問委員会を設置することなどにより、「社外取締役による経営に対する監督や牽制の強化」を図っています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること及び取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図っております。

また、当社では、業務執行機能を強化するため執行役員制度を導入するとともに、日常的に生ずる課題に迅速に対応し、情報を共有するために経営会議・営業会議を設置しております。なお、取締役会における意思決定プロセスの公正性、透明性及び客観性を向上させるため、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。また、有効な内部統制を構築するために内部監査室を設置し、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。更に、必要に応じて、弁護士等の外部専門家に助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

有価証券報告書提出日現在、機関ごとの構成員は以下のとおりであります。（　は議長・委員長、　は構成員）

| 役職名 | 氏名 | 取締役会 | 監査等委員会 | 指名・報酬諮問委員会 |
|----------------|-------|------|--------|------------|
| 代表取締役社長 | 荒井 邦彦 | | | |
| 取締役副社長 | 鈴木 伸雄 | | | |
| 常務取締役 | 金田 和也 | | | |
| 取締役 | 中村 康一 | | | |
| 取締役 | 古本 裕二 | | | |
| 取締役 常勤監査等委員 | 荒木 二郎 | | | |
| 取締役 監査等委員 | 小駒 望 | | | |
| 取締役 監査等委員 | 酒巻 弘 | | | |
| 取締役 監査等委員 | 加藤 知子 | | | |

2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されると、機関ごとの構成員は次のとおりとなる予定であります。（　は議長・委員長、　は構成員）

| 役職名 | 氏名 | 取締役会 | 監査等委員会 | 指名・報酬諮問委員会 |
|----------------|-------|------|--------|------------|
| 代表取締役社長 | 荒井 邦彦 | | | |
| 常務取締役 | 金田 和也 | | | |
| 取締役 | 中村 康一 | | | |
| 取締役 常勤監査等委員 | 酒巻 弘 | | | |
| 取締役 監査等委員 | 小駒 望 | | | |
| 取締役 監査等委員 | 加藤 知子 | | | |
| 取締役 監査等委員 | 古本 裕二 | | | |

a 取締役会

当社の取締役会は有価証券報告書提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名、女性2名）の合計9名で構成され、そのうち5名が独立社外取締役となっております。

毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時開催も可能としており、法令・定款に定められた事項、取締役会規程に従い、当社の業務執行を決定し、取締役の職務遂行を監督しております。当社独立社外取締役5名の内訳は、企業経営者3名、公認会計士1名、弁護士1名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な視点で、取締役会への助言及び監視を行っております。

なお、当社は2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名、女性2名）となります。

<指名・報酬諮問委員会>

取締役会における意思決定プロセスの公正性、透明性及び客觀性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数が独立社外取締役であり、委員長は独立社外取締役が務めております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問に基づき、取締役の指名・報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申を行います。

b 監査等委員会

監査等委員会は有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名）で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常の業務活動を監査しております。監査等委員である取締役は、経営経験者2名、公認会計士1名、弁護士1名であり、それぞれの経験を生かした視点で監査しております。

監査等委員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催も可能としており、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討、監査等委員である取締役相互の情報共有等を行っております。

なお、当社は2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名）となります。

c 執行役員

当社は、業務執行機能を強化し、機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員は、有価証券報告書提出日現在、12名（うち取締役との兼務は2名）で、任期は選任後1年以内に終了する事業年度の末日としております。

d 経営会議

適宜、常勤取締役から構成される経営会議を開催し、業務執行の状況報告、重要な問題事項の討議、経営課題や将来展開等の検討を行っております。2025年9月期は、17回開催しております。

e 本部営業会議

営業に関連する部門の担当取締役、執行役員、部長から構成される本部会議を毎月1回以上開催し、案件の進捗状況や受託状況についての検討、日常的に発生する問題事項の討議を行い、意思決定の迅速化と業務遂行の効率化を図っております。

f コンプライアンス推進委員会

当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。取締役の中村康一が委員長となり、7名の委員で構成されており、毎月1回開催する方針としております。

g 内部監査

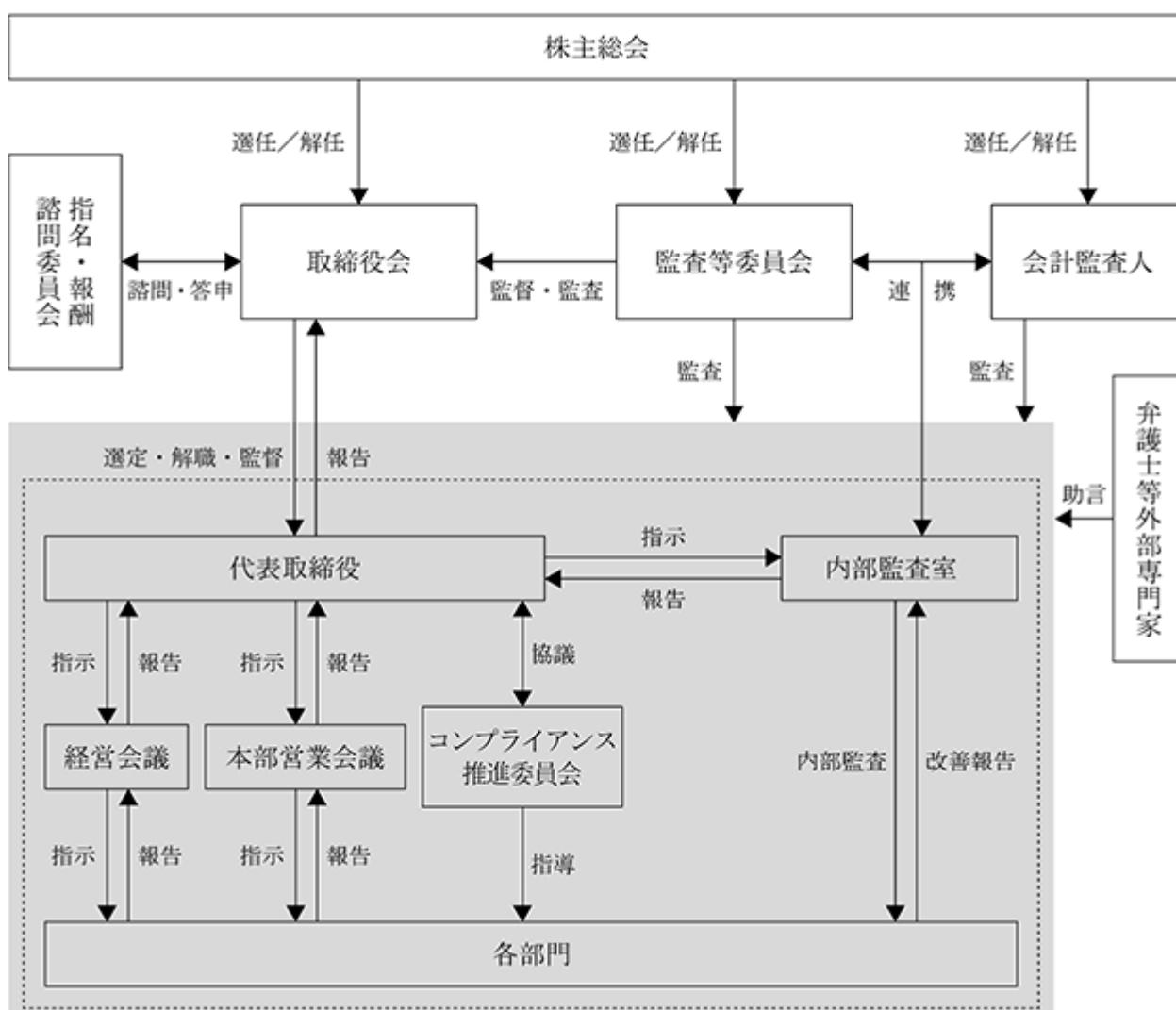
当社は、社長直轄組織である内部監査室を設け、法令及び社内規程の遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、監査結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告しております。なお、重要な問題が検出された場合には社長及び監査等委員会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

h 会計監査人

有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



企業統治に関するその他の事項

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していく、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告し、状況に応じてリスク管理委員会を設置するほか、外部専門家と協力しながら対応に努める。
 - ・法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
 - ・社長直轄の内部監査部門による監査を実施し、コンプライアンスの状況を社長に報告するとともに、監査等委員会及びコンプライアンス担当部署へ報告する。
 - ・反社会的勢力対応、腐敗防止対応等の重要事項についてはガイドラインを制定し、これを周知徹底する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書の保存・管理に関連する規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
 - ・情報システムにかかるセキュリティについては、情報システムにかかる管理運用規程を制定し、これに基づき電子化された情報の管理を推進する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に関する規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
 - ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、子会社から子会社の職務執行及び事業状況を定期的に報告させる。
- f 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、その取締役及び使用人の独立性に関する事項及びその取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人について、監査等委員会と協議の上、1名を配置する。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該職務の範囲内でのその使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査等委員会に移譲されるものとする。
- g 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員の求めに応じて、隨時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査等委員は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
 - ・内部通報制度の窓口を社外の第三者とし、通報者が特定されないよう配慮する。また、監査等委員会に対して内部通報のあつた全ての情報を報告するとともに、監査等委員会は、報告をした可能性のある者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）にその理由の開示を求めることができる。

- h 監査等委員の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
 - ・監査等委員会は、毎年、監査等委員の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係ないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の監査環境の整備、向上に協力する。
 - ・監査等委員会は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、リスク管理規程を定めるとともに、日常的に発生するリスクについては経営会議において報告・検討され、未然防止及び早期対応を図るよう努めています。例外的又は突発的なリスクに関しては、必要に応じてリスク管理委員会を設置して、対応を図る予定としています。

また、リスクの未然防止のために、コンプライアンス推進委員会が中心となり、役職員のコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス遵守を優先する組織風土の構築のための施策を検討するとともに、各部門への指導を行ってあります。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めています。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年3月末日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めています。

自己株式の取得

当社は、環境変化に対応して、機動的な資本政策の実行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めています。

役員の責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、社外取締役との間で当該責任限定契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

取締役会、指名・報酬諮問委員会の活動状況

取締役会は、事業運営に関する重要事項の審議、法令・定款に定められた事項及び取締役会規程等に定められた事項を決議いたします。取締役会では決算、予算、重要な取引、重要な規程の改廃、取締役会実効性評価、会社役員賠償責任保険等について審議を行いました。指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問に基づき、取締役の指名・報酬について審議し、答申を行いました。

| 地位 | 氏名 | 取締役会 | 指名・報酬諮問委員会 |
|----------------|-------|--------|------------|
| 代表取締役社長 | 荒井 邦彦 | 13/13回 | 5 / 5 回 |
| 取締役副社長 | 鈴木 伸雄 | 13/13回 | |
| 常務取締役 | 金田 和也 | 13/13回 | |
| 取締役 | 中村 康一 | 13/13回 | |
| 社外取締役 | 古本 裕二 | 13/13回 | |
| 社外取締役（常勤監査等委員） | 荒木 二郎 | 13/13回 | 5 / 5 回 |
| 社外取締役（監査等委員） | 小駒 望 | 13/13回 | 5 / 5 回 |
| 社外取締役（監査等委員） | 酒巻 弘 | 13/13回 | 5 / 5 回 |
| 社外取締役（監査等委員） | 加藤 知子 | 13/13回 | |

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2025年12月17日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) |
|-----------------------------------|-------|--------------|---|--|-------|-----------|
| 代表取締役 社長 | 荒井 邦彦 | 1970年11月19日生 | 1993年4月 1997年7月 1999年6月 2005年6月 2005年10月 2021年10月 2022年3月 2023年3月 2025年6月 2025年10月 | 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人)入所 当社設立、代表取締役社長就任(現任) 株)テイン監査役 株)アミューズ監査役 株)セルバンク取締役 一般社団法人 M & A 仲介協会(現:一般社団法 人 M & A 支援機関協会)理事(現任) 一般社団法人 M & A 仲介協会(現:一般社団法 人 M & A 支援機関協会)代表理事 日本企業投資基盤株代表取締役(現任) 一般社団法人性世代人材育成基金代表理事(現 任) 株ストライク分割準備会社代表取締役(現任) | (注) 2 | 2,471,400 |
| 取締役 副社長 | 鈴木 伸雄 | 1948年11月28日生 | 1972年4月 1989年8月 1992年12月 1995年5月 2002年6月 2003年11月 2008年4月 2009年6月 2009年8月 2015年11月 2017年11月 2023年3月 2025年6月 | 協和銀行(現 株)りそな銀行)入行 協和フィナンシャルフューチャーズ(シンガ ポール)取締役社長 株あさひ銀行(現 株)りそな銀行) 長岡支店長 株あさひ銀行(現 株)りそな銀行) シカゴ支店 長 あさひ銀事業投資株(現 株)りそなキャピタル株) 取締役 当社入社 株)ISホールディングス取締役 当社取締役副社長就任 株)セルバンク取締役(現任) 当社取締役副社長兼執行役員企業情報部統括 部長 当社取締役副社長(現任) 日本企業投資基盤株取締役(現任) 一般社団法人性世代人材育成基金理事(現任) | (注) 2 | 390,000 |
| 常務取締役 執行役員 コンサルティング 本部担当 | 金田 和也 | 1981年8月13日生 | 2006年12月 2009年7月 2013年12月 2017年11月 2018年9月 2021年12月 2025年10月 | あづさ監査法人(現 有限責任あづさ監査法人) 入所 当社入社 当社執行役員第二企業情報部長 当社取締役就任 執行役員第二企業情報部長、第三企業情報部 長 当社取締役兼執行役員企業情報部担当 当社常務取締役兼執行役員コンサルティング 本部担当(現任) 株ストライク分割準備会社取締役(現任) | (注) 2 | 371,000 |
| 取締役 執行役員 管理部担当 | 中村 康一 | 1974年6月24日生 | 1999年10月 2005年1月 2005年8月 2014年2月 2014年11月 2018年9月 | 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人)入所 公認会計士中村康一事務所開業 中村康一税理士事務所開業 当社取締役就任 当社取締役兼執行役員管理部長 当社取締役兼執行役員管理部担当(現任) | (注) 2 | 193,100 |
| 取締役 | 古本 裕二 | 1956年4月8日生 | 1980年4月 2003年6月 2004年7月 2005年2月 2006年6月 2007年11月 2008年4月 2008年6月 2009年6月 2017年6月 2021年6月 2023年12月 2025年12月 | 株協和銀行(現 株)りそな銀行)入行 株)りそな銀行九段支店長 ユニバーサルソリューションシステムズ株入 社 同社取締役 同社常務取締役 矢作建設工業株入社 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長 同社顧問 当社取締役就任(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(予定) | (注) 3 | |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------|--------------------------|--------------|--|-------|--------|--------------|
| 取締役 常勤監査等委員 | 荒木 二郎 | 1950年 2月24日生 | 1972年 4月 住友信託銀行株(現 三井住友信託銀行株)入社 1999年 6月 同社執行役員 神戸支店長 2004年 6月 同社代表取締役 専務執行役員 2006年 6月 住信リース株(現 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株)代表取締役社長 2008年 6月 住友信託銀行株(現 三井住友信託銀行株)顧問、住友不動産株顧問 2009年 8月 三協・立山ホールディングス株監査役 2012年 6月 三協立山株監査役 2014年 7月 当社監査役就任 2015年 8月 三協立山株取締役(監査等委員) 2023年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 3 | 29,800 | |
| 取締役 監査等委員 | 小駒 望 (戸籍名: 今岡 望) | 1980年 7月31日生 | 2006年12月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2008年 4月 パレスキャピタル株入社 2010年11月 小駒望公認会計士事務所代表(現任) 2012年 8月 虎ノ門有限責任監査法人社員(現任) 2016年 6月 ユナイテッド株社外監査役(現任) 2018年 6月 株FIS(現 フレックス少額短期保険株)社外監査役(現任) 2019年11月 当社取締役就任 2023年 6月 松井証券株取締役(監査等委員)(現任) 2023年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 3 | | |
| 取締役 監査等委員 | 酒巻 弘 | 1959年 9月14日生 | 1982年 4月 日本開発銀行(現 株日本政策投資銀行)入行 2007年 6月 新規事業投資株取締役投資部長 2010年 6月 株日本政策投資銀行投資統括部長 2011年 5月 同行業務企画部担当部長 2011年10月 DBJ証券株代表取締役社長 2017年 6月 DBJ Europe Limited Executive Chairman 2021年 6月 株海外交通・都市開発事業支援機構取締役 2021年 6月 一般財団法人日本経済研究所専務理事(代表理事) 2021年 6月 国際局長エグゼクティブフェロー 2022年 4月 株テーオーシー監査役(現任) 2023年 4月 一般財団法人日本経済研究所専務理事(代表理事) 2023年12月 国際局長兼イノベーション創造センター長(現任) 2023年12月 沖縄振興開発金融公庫監事(現任) 2023年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 3 | | |
| 取締役 監査等委員 | 加藤 知子 (戸籍名: 志村 知子) | 1971年 3月16日生 | 2001年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2001年10月 都内法律事務所入所 2004年 4月 長谷川俊明法律事務所入所 2006年 7月 弁護士法人北浜法律事務所入所 2006年 9月 外務省国際法局経済条約課出向(課長補佐) 2010年11月 富士通セミコンダクター株出向(2015年3月より法務部長) 2020年 8月 三井不動産株入社 2023年11月 隼町法律事務所入所(現任) 2023年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2024年 5月 株税研情報センター取締役(現任) 2025年 2月 株キューソー流通システム社外監査役(現任) | (注) 3 | | |
| 計 | | | | | | 3,455,300 |

- (注) 1. 取締役古本裕二、荒木二郎、小駒望、酒巻弘、加藤知子は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、2024年12月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役との兼任者2名に加え、執行役員企業情報部担当 穴繁祐二、執行役員法人戦略部統括 魚谷勇輔、執行役員事業法人部統括 橋口和弘、執行役員コンサルティング部統括 廣田尚登、執行役員金融法人担当 福島祐治、執行役員法務部長コーポレートアドバイザリー部長 保坂佳臣、執行役員企業情報部統括 細木堂伯、執行役員成長戦略部統括 松田拓馬、執行役員業務推進部長 水ノ上浩光、執行役員経営企画部長 吉原信一郎の計12名で構成されております。

b.2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を上程いたしており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性5名 女性2名(役員のうち女性の比率28.6%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) |
|-----------------------------------|------------------------|--------------|--|--|-------|-----------|
| 代表取締役 社長 | 荒井 邦彦 | 1970年11月19日生 | 1993年4月 1997年7月 1999年6月 2005年6月 2005年10月 2021年10月 2022年3月 2023年3月 2025年6月 2025年10月 | 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人)入所 当社設立、代表取締役社長就任(現任) ㈱ティイン監査役 ㈱アミューズ監査役 ㈱セルバンク取締役 一般社団法人M & A 仲介協会(現：一般社団法 人M & A 支援機関協会)理事(現任) 一般社団法人M & A 仲介協会(現：一般社団法 人M & A 支援機関協会)代表理事 日本企業投資基盤㈱代表取締役(現任) 一般社団法人性世代人材育成基金代表理事(現 任) ㈱ストライク分割準備会社代表取締役(現任) | (注) 2 | 2,471,400 |
| 常務取締役 執行役員 コンサルティング 本部担当 | 金田 和也 | 1981年8月13日生 | 2006年12月 2009年7月 2013年12月 2017年11月 2018年9月 2021年12月 2025年10月 | あづさ監査法人(現 有限責任あづさ監査法人) 入所 当社入社 当社執行役員第二企業情報部長 当社取締役就任 執行役員第二企業情報部長、第三企業情報部 長 当社取締役兼執行役員企業情報部担当 当社常務取締役兼執行役員コンサルティング 本部担当(現任) ㈱ストライク分割準備会社取締役(現任) | (注) 2 | 371,000 |
| 取締役 執行役員 管理部担当 | 中村 康一 | 1974年6月24日生 | 1999年10月 2005年1月 2005年8月 2014年2月 2014年11月 2018年9月 | 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人)入所 公認会計士中村康一事務所開業 中村康一税理士事務所開業 当社取締役就任 当社取締役兼執行役員管理部長 当社取締役兼執行役員管理部担当(現任) | (注) 2 | 193,100 |
| 取締役 常勤監査等委員 | 酒巻 弘 | 1959年9月14日生 | 1982年4月 2007年6月 2010年6月 2011年5月 2011年10月 2017年6月 2021年6月 2021年6月 2021年6月 2022年4月 2023年4月 2023年12月 | 日本開発銀行(現 ㈱日本政策投資銀行)入行 新規事業投資㈱取締役投資部長 ㈱日本政策投資銀行投資統括部長 同行業務企画部担当部長 DBJ証券㈱代表取締役社長 DBJ Europe Limited Executive Chairman ㈱海外交通・都市開発事業支援機構取締役 一般財団法人日本経済研究所専務理事(代表 理事)国際局長エグゼクティブフェロー ㈱テーオーシー監査役(現任) 一般財団法人日本経済研究所専務理事(代表 理事)国際局長兼イノベーション創造セン ター長(現任) 沖縄振興開発金融公庫監事(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 3 | |
| 取締役 監査等委員 | 小駒 望 (戸籍名: 今岡 望) | 1980年7月31日生 | 2006年12月 2008年4月 2010年11月 2012年8月 2016年6月 2018年6月 2019年11月 2023年6月 2023年12月 | 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責 任監査法人)入所 パレスキャピタル㈱入社 小駒望公認会計士事務所代表(現任) 虎ノ門有限責任監査法人社員(現任) ユナイテッド㈱社外監査役(現任) ㈱FIS(現 フレックス少額短期保険㈱)社外監 査役(現任) 当社取締役就任 松井証券㈱取締役(監査等委員)(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 3 | |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) |
|--------------|--------------------------|-------------|--|--|------|----------|
| 取締役 監査等委員 | 加藤 知子 (戸籍名: 志村 知子) | 1971年3月16日生 | 2001年10月 2001年10月 2004年4月 2006年7月 2006年9月 2010年11月 2020年8月 2023年11月 2023年12月 2024年5月 2025年2月 | 弁護士登録(東京弁護士会) 都内法律事務所入所 長谷川俊明法律事務所入所 弁護士法人北浜法律事務所入所 外務省国際法局経済条約課出向(課長補佐) 富士通セミコンダクター㈱出向(2015年3月より法務部長) 三井不動産㈱入社 隼町法律事務所入所(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任) ㈱税研情報センター取締役(現任) ㈱キューー流通システム社外監査役(現任) | (注)3 | |
| 取締役 監査等委員 | 古本 裕二 | 1956年4月8日生 | 1980年4月 2003年6月 2004年7月 2005年2月 2006年6月 2007年11月 2008年4月 2008年6月 2009年6月 2017年6月 2021年6月 2023年12月 2025年12月 | ㈱協和銀行(現 ㈱りそな銀行)入行 ㈱りそな銀行九段支店長 ユニバーサルソリューションシステムズ㈱入社 同社取締役 同社常務取締役 矢作建設工業㈱入社 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長 同社顧問 当社取締役就任(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(予定) | (注)3 | |

計

3,035,500

- (注) 1. 取締役酒巻弘、小駒望、加藤知子、古本裕二は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、2025年12月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年12月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役との兼任者2名に加え、執行役員企業情報部担当 穴繁祐二、執行役員法人戦略部統括 魚谷勇輔、執行役員事業法人部統括 橋口和弘、執行役員コンサルティング部統括 廣田尚登、執行役員金融法人担当 福島祐治、執行役員法務部長コーポレートアドバイザリー部長 保坂佳臣、執行役員企業情報部統括 細木堂伯、執行役員成長戦略部統括 松田拓馬、執行役員業務推進部長 水ノ上浩光、執行役員経営企画部長 吉原信一郎の計12名で構成されております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名(うち、監査等委員である取締役は4名)であります。社外取締役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役古本裕二氏は、長年の経営者としての豊富な経験と知見があり、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけることから、社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。小駒望氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しております。酒巻弘氏は金融機関を中心に様々な分野の経営者としての豊富な経験を有しております。それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査等委員である加藤知子氏は弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しております。企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。いずれも監査等委員である社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社では、社外取締役の選任にあたって、当社と利害関係がなく、独立性を保持していること、高い専門性や豊富な経営経験を有していることを選任の基準としております。また、当社では優秀な人材を社外取締役として確保するため、優秀な社外取締役が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外取締役の責任限定制度を採用しております。

なお、当社の社外取締役に係る独立性判断基準は以下のいずれの基準にも該当しない者としてあります。

<社外取締役の独立性判断基準>

a. 当社の業務執行者または過去10年間において業務執行者であった者

- b . 当社の主要な取引先（双方いずれにおいても直近事業年度売上高の 2 %超）とする者または業務執行者
- c . 当社の大株主（直近事業年度における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者）またはその業務執行者である者
- d . 当社から多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- e . 当社の会計監査またはその社員等として当社の監査業務を担当している者
- f . 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方の売上高または取引額の 2 %超えかつ1,000万円以上）
- g . 当社の取締役、執行役員等、従業員の二親等以内の親族。
- h . 過去 3 年間において、当社の取締役、執行役員等、従業員のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- i . 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）については、会計監査人と適宜ディスカッションすることで情報共有や意見交換し、両者で連携を図っております。更に、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）は内部監査人とも定期的に面談を行うことで、内部監査人とも連携しております。社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）に対しては、管理部担当取締役が窓口となって、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、情報が把握できる体制としております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、4名の監査等委員である社外取締役（常勤取締役1名、非常勤取締役3名）で構成されております。常勤社外監査等委員の荒木二郎及び非常勤社外監査等委員の酒巻弘は経営経験があり、非常勤社外監査等委員の小駒望は公認会計士の資格を有し、非常勤社外監査等委員の加藤知子は弁護士の資格を有しております。

常勤の監査等委員は、取締役及び従業員からの個別の意見聴取、社内資料の定期的な閲覧、事業所への視察等を通じて、社内情報を集積するとともに、取締役の経営判断や職務遂行の監査を行っております。

また、定期的に監査等委員会を開催し、非常勤の監査等委員との情報共有を行うとともに、非常勤の監査等委員の持つ専門性を生かして、適切な監査判断ができる体制としております。

2025年9月期は監査等委員会が12回開催されました。各監査等委員の出席状況は以下の表のとおりであります。

| 地位 | 氏名 | 監査等委員会出席状況 |
|-----------|-------|--------------------|
| 常勤社外監査等委員 | 荒木 二郎 | 100% (12回 / 12回) |
| 社外監査等委員 | 小駒 望 | 100% (12回 / 12回) |
| 社外監査等委員 | 酒巻 弘 | 100% (12回 / 12回) |
| 社外監査等委員 | 加藤 知子 | 100% (12回 / 12回) |

なお、当社は、2025年12月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、常勤社外監査等委員1名、非常勤社外監査等委員3名で構成されることになります。

内部監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄組織の内部監査室を設置し、専任の内部監査人を1名配置し、内部監査規程に従い、内部監査を実施しております。

内部監査人、監査等委員及び会計監査人は、定期的に面談を行い、相互に情報共有を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、改善状況を監督又は確認しております。

内部監査の実効性を確保するための取組として、内部監査室は内部監査の結果について、内部監査報告書を作成し、代表取締役、取締役、監査等委員に報告しております。改善指摘事項がある場合、内部監査室は改善計画の内容を評価しております。また、実効性を確保するために改善状況に対して定期的にフォローアップ手続きを実施し、代表取締役、取締役、監査等委員会へ報告しております。

会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 繼続監査期間

2013年以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：根本 剛光

指定有限責任社員 業務執行社員：和久 友子

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士及びその他の補助者で構成されております。

e. 会計監査人の選定方針と理由

当社は、監査法人の概要、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施体制、監査報酬の見積額等に関する資料を入手し、質問・面談等を行ったうえで総合的に判断しております。

また、当社は、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいざれかの事由に該当した場合、監査等委員全員の同意により、会

計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性、監査計画の内容、監査の実施内容及び品質に対して評価を行っており、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 22,050 | | 22,680 | 2,050 |

(注)当事業年度の当社における非監査業務の内容は、監査人から引受事務幹事会社への書簡作成に関連する業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(取締役（監査等委員である取締役を除く。）)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、役位、職務内容、職務量等を考慮して決定した答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。業績連動報酬の支給額決定に際しては、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。なお、当該決定方針については、2024年12月24日開催の取締役会にて決定しております。

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額とは、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。業績連動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額 = (営業利益（業績連動報酬控除前）×業績達成係数) + 営業利益（業績連動報酬控除前）の前事業年度からの増加額 × 5 %

業績達成係数

営業利益が期初計画を上回る場合 : 1.5%

営業利益が期初計画の90%を下回る場合 : 0 %

営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合 :

1.5% × (達成率 - 90%) / (100% - 90%)

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の営業利益（業績連動報酬控除前）の目標額は8,808百万円、実績額は6,332百万円で期初計画の達成率は、71.9%となりました。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査等委員である取締役)

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査等委員である取締役の基本報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年12月26日開催の定時株主総会において、年額800百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2023年12月26日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役4名）であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-----------------------------------|----------------|----------------|------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績運動 報酬 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) | 228,000 | 228,000 | | | 4 |
| 社外取締役 (監査等委員を除く。) | 5,400 | 5,400 | | | 1 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 25,800 | 25,800 | | | 4 |

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引関係の維持・強化等事業上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に繋がるか否かを判断し、該当する株式を純投資目的以外の投資株式(政策保有株式)、それ以外を純投資目的株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当する投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

| 区分 | 当事業年度 | | 前事業年度 | |
|------------|-------------|--------------------------|-------------|--------------------------|
| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計 上額の合計額 (千円) | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計 上額の合計額 (千円) |
| 非上場株式 | 7 | 32,447 | 8 | 115,629 |
| 非上場株式以外の株式 | 3 | 109,627 | 3 | 63,854 |

| 区分 | 当事業年度 | | | |
|------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|
| | 受取配当金の 合計額(千円) | 売却損益の 合計額(千円) | 評価損益の 合計額(千円) | |
| | | | 含み損益 | 減損 処理額 |
| 非上場株式 | 840 | 89,264 | | 62,446 |
| 非上場株式以外の株式 | 232 | | 36,724 | |

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等への的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナーへ参加するほか、財務・会計の専門誌の定期購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年9月30日) | 当事業年度 (2025年9月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 18,358,964 | 20,149,284 |
| 売掛金 | 643,867 | 696,987 |
| 前払費用 | 225,732 | 274,070 |
| その他 | 20,134 | 52,381 |
| 貸倒引当金 | 20,759 | 22,442 |
| 流動資産合計 | 19,227,939 | 21,150,281 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 927,494 | 1,060,301 |
| 減価償却累計額 | 130,004 | 202,740 |
| 建物（純額） | 797,490 | 857,560 |
| 工具、器具及び備品 | 563,798 | 630,153 |
| 減価償却累計額 | 216,071 | 290,829 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 347,726 | 339,323 |
| 土地 | 990 | 990 |
| 建設仮勘定 | | 16,110 |
| 有形固定資産合計 | 1,146,207 | 1,213,985 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 8,770 | 6,083 |
| 無形固定資産合計 | 8,770 | 6,083 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 808,702 | 826,717 |
| 関係会社株式 | 126,351 | 126,351 |
| 出資金 | 10,000 | 10,000 |
| 繰延税金資産 | 347,602 | 337,539 |
| その他 | 1,040,106 | 1,094,391 |
| 貸倒引当金 | 25,300 | 2,200 |
| 投資その他の資産合計 | 2,307,462 | 2,392,800 |
| 固定資産合計 | 3,462,440 | 3,612,869 |
| 資産合計 | 22,690,380 | 24,763,151 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年9月30日) | 当事業年度 (2025年9月30日) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 254,826 | 171,477 |
| 未払金 | 1,935,376 | 1,694,640 |
| 未払法人税等 | 1,143,689 | 803,350 |
| 契約負債 | 11,112 | 10,023 |
| 預り金 | 38,063 | 53,115 |
| その他 | 540,882 | 303,805 |
| 流動負債合計 | 3,923,949 | 3,036,412 |
| 固定負債 | | |
| その他 | 296,328 | 252,216 |
| 固定負債合計 | 296,328 | 252,216 |
| 負債合計 | 4,220,278 | 3,288,628 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 823,741 | 823,741 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 801,491 | 801,491 |
| 資本剰余金合計 | 801,491 | 801,491 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| オーブンイノベーション促進積立金 | 17,587 | |
| 繰越利益剰余金 | 17,268,096 | 19,824,264 |
| 利益剰余金合計 | 17,285,684 | 19,824,264 |
| 自己株式 | 434,538 | 682 |
| 株主資本合計 | 18,476,379 | 21,448,815 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 6,278 | 25,706 |
| 評価・換算差額等合計 | 6,278 | 25,706 |
| 純資産合計 | 18,470,101 | 21,474,522 |
| 負債純資産合計 | 22,690,380 | 24,763,151 |

【損益計算書】

(単位 : 千円)

| | 前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 18,138,469 | 20,314,153 |
| 売上原価 | 6,527,939 | 8,395,638 |
| 売上総利益 | 11,610,530 | 11,918,514 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,838,069 | 5,586,194 |
| 営業利益 | 6,772,460 | 6,332,319 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,623 | 25,998 |
| 受取配当金 | 3,530 | 1,072 |
| 受取損害賠償金 | 2,518 | 2,400 |
| その他 | 1,050 | 2,692 |
| 営業外収益合計 | 8,723 | 32,164 |
| 営業外費用 | | |
| 投資事業組合運用損 | 6,852 | 22,705 |
| 損害賠償金 | 2,000 | |
| その他 | 50 | |
| 営業外費用合計 | 8,902 | 22,705 |
| 経常利益 | 6,772,282 | 6,341,778 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 62,907 | 89,264 |
| 特別利益合計 | 62,907 | 89,264 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 104,606 | 62,446 |
| 特別損失合計 | 104,606 | 62,446 |
| 税引前当期純利益 | 6,730,583 | 6,368,596 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,818,872 | 1,653,142 |
| 法人税等調整額 | 43,292 | 4,540 |
| 法人税等合計 | 1,775,580 | 1,648,602 |
| 当期純利益 | 4,955,003 | 4,719,993 |

【売上原価明細書】

| | | 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) | |
|------|------|---|--------|---|--------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 構成比(%) |
| 人件費 | 1 | 4,670,571 | 71.5 | 5,907,321 | 70.4 |
| 経費 | 2 | 1,857,367 | 28.5 | 2,488,317 | 29.6 |
| 売上原価 | | 6,527,939 | 100.0 | 8,395,638 | 100.0 |

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

| 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) | |
|---|-------------|---|-------------|
| 1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。 | | 1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。 | |
| 給与手当 | 1,716,589千円 | 給与手当 | 2,481,407千円 |
| 賞与 | 2,605,981千円 | 賞与 | 2,958,064千円 |
| 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 | | 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 | |
| 案件紹介料 | 1,359,216千円 | 案件紹介料 | 1,813,009千円 |
| 旅費交通費 | 422,155千円 | 旅費交通費 | 540,927千円 |
| 外注作業費 | 6,100千円 | 外注作業費 | 44,084千円 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|----------|------------|------------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 823,741 | 801,491 | 801,491 | 17,587 | 13,292,438 | 13,310,026 | 434,210 | 14,501,049 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 979,345 | 979,345 | | 979,345 |
| 当期純利益 | | | | | 4,955,003 | 4,955,003 | | 4,955,003 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 328 | 328 |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | |
| オーブンイノベーション促進積立金の取崩 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | 3,975,657 | 3,975,657 | 328 | 3,975,329 |
| 当期末残高 | 823,741 | 801,491 | 801,491 | 17,587 | 17,268,096 | 17,285,684 | 434,538 | 18,476,379 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,039 | 2,039 | 14,503,089 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | 979,345 | |
| 当期純利益 | | 4,955,003 | |
| 自己株式の取得 | | 328 | |
| 自己株式の消却 | | | |
| オーブンイノベーション促進積立金の取崩 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 8,317 | 8,317 | 8,317 |
| 当期変動額合計 | 8,317 | 8,317 | 3,967,012 |
| 当期末残高 | 6,278 | 6,278 | 18,470,101 |

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|------------|------------|---------|------------|--|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 823,741 | 801,491 | 801,491 | 17,587 | 17,268,096 | 17,285,684 | 434,538 | 18,476,379 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | 1,747,453 | 1,747,453 | | 1,747,453 | | |
| 当期純利益 | | | | | 4,719,993 | 4,719,993 | | 4,719,993 | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 103 | 103 | | |
| 自己株式の消却 | | | | | 433,959 | 433,959 | 433,959 | | | |
| オーブンイノベーション促進積立金の取崩 | | | | 17,587 | 17,587 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | 17,587 | 2,556,168 | 2,538,580 | 433,855 | 2,972,435 | | |
| 当期末残高 | 823,741 | 801,491 | 801,491 | | 19,824,264 | 19,824,264 | 682 | 21,448,815 | | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 6,278 | 6,278 | 18,470,101 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 1,747,453 |
| 当期純利益 | | | 4,719,993 |
| 自己株式の取得 | | | 103 |
| 自己株式の消却 | | | |
| オーブンイノベーション促進積立金の取崩 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 31,984 | 31,984 | 31,984 |
| 当期変動額合計 | 31,984 | 31,984 | 3,004,420 |
| 当期末残高 | 25,706 | 25,706 | 21,474,522 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 6,730,583 | 6,368,596 |
| 減価償却費 | 169,791 | 180,888 |
| 投資有価証券評価損益（　は益） | 104,606 | 62,446 |
| 投資有価証券売却損益（　は益） | 62,907 | 89,264 |
| 貸倒引当金の増減額（　は減少） | 21,754 | 21,417 |
| 受取利息及び受取配当金 | 5,154 | 27,071 |
| 売上債権の増減額（　は増加） | 338,662 | 53,119 |
| 仕入債務の増減額（　は減少） | 94,756 | 83,349 |
| 未払金の増減額（　は減少） | 193,457 | 243,178 |
| 未払又は未収消費税等の増減額 | 309,461 | 237,187 |
| その他 | 83,711 | 46,458 |
| 小計 | 7,935,215 | 5,810,884 |
| 利息及び配当金の受取額 | 5,154 | 27,071 |
| 法人税等の支払額 | 1,659,601 | 1,990,548 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 6,280,767 | 3,847,407 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 660,720 | 246,844 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 406,893 | 81,327 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 65,072 | 110,000 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 51,040 | 102,630 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 18,359 | 8,611 |
| その他 | 10,440 | 2,111 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 1,045,662 | 314,302 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 自己株式の取得による支出 | 328 | 103 |
| 配当金の支払額 | 978,678 | 1,742,680 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 979,006 | 1,742,784 |
| 現金及び現金同等物の増減額（　は減少） | 4,256,098 | 1,790,320 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 14,102,865 | 18,358,964 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 18,358,964 | 20,149,284 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいてあります。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業である & A 仲介事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・基本合意報酬

譲渡企業と買収企業の間で基本合意(独占交渉権の付与等含む)がなされた時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

・成約報酬

譲渡企業と買収企業の間で株式譲渡等の最終契約が締結された時点で履行義務を充足しておりますが、締結された株式譲渡等の最終契約に基づく、譲渡対象物(株式等)の引渡し等が実行された時点で顧客から対価を回収する可能性が高くなつたと判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、引渡しが複数回に分かれる場合は、初回取引実行時に収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定期

2028年9月期の期首より適用予定期であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額、並びにおおよその割合は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) |
|----------|---|---|
| 役員報酬 | 364,630千円 | 259,200千円 |
| 給与手当 | 648,430千円 | 705,645千円 |
| 賞与 | 249,635千円 | 303,103千円 |
| 地代家賃 | 911,208千円 | 1,006,103千円 |
| 減価償却費 | 169,791千円 | 180,888千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 7,754千円 | 1,583千円 |
| 広告宣伝費 | 657,792千円 | 841,350千円 |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 27% | 30% |
| 一般管理費 | 73% | 70% |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 19,354,200 | | | 19,354,200 |
| 合計 | 19,354,200 | | | 19,354,200 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 151,339 | 70 | | 151,409 |
| 合計 | 151,339 | 70 | | 151,409 |

(注)変動事由の概要

普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による取得 70株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2023年12月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 979,345 | 51.00 | 2023年9月30日 | 2023年12月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年12月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,747,453 | 利益剰余金 | 91.00 | 2024年9月30日 | 2024年12月25日 |

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 19,354,200 | | 151,200 | 19,203,000 |
| 合計 | 19,354,200 | | 151,200 | 19,203,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 151,409 | 29 | 151,200 | 238 |
| 合計 | 151,409 | 29 | 151,200 | 238 |

(注)変動事由の概要

普通株式の発行済株式総数の減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 151,200株

普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による取得 29株

普通株式の自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 151,200株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年12月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,747,453 | 91.00 | 2024年9月30日 | 2024年12月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-------------|
| 2025年12月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,456,497 | 利益剰余金 | 180.00 | 2025年9月30日 | 2025年12月24日 |

(注) 2025年12月23日開催予定の定時株主総会にて、1株当たり180.00円の配当を決議する予定であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金 | 18,358,964千円 | 20,149,284千円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | | |
| 現金及び現金同等物 | 18,358,964千円 | 20,149,284千円 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 前事業年度 (2024年9月30日) | 当事業年度 (2025年9月30日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 900,574千円 | 796,780千円 |
| 1年超 | 2,433,464千円 | 1,903,076千円 |
| 合計 | 3,334,039千円 | 2,699,856千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に定期預金、投資有価証券で運用し、また、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針としております。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として国内の上場及び非上場企業の株式、投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。敷金は、オフィスの賃借に伴う敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理(取引先の契約不履行等に係るリスク)

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先ごとに回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(投資先企業等)の財政状態や運用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すとともに、必要に応じて当該業績の状況等を価額に反映させております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰を確認し、十分な手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年9月30日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------|------------------|------------|------------|
| 投資有価証券 | 63,854 | 63,854 | |
| 資産計 | 63,854 | 63,854 | |

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項の取扱いを適用し、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| 区分 | 前事業年度 (2024年9月30日) |
|----------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 115,629 |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 629,218 |
| 関係会社株式 | 126,351 |
| 出資金 | 10,000 |

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 18,358,964 | | | |
| 売掛金 | 643,867 | | | |
| 合計 | 19,002,831 | | | |

当事業年度(2025年9月30日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------|------------------|------------|------------|
| 投資有価証券 | 109,627 | 109,627 | |
| 資産計 | 109,627 | 109,627 | |

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項の取扱いを適用し、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| 区分 | 当事業年度 (2025年9月30日) |
|----------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 32,447 |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 684,642 |
| 関係会社株式 | 126,351 |
| 出資金 | 10,000 |

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 20,149,284 | | | |
| 売掛金 | 696,987 | | | |
| 合計 | 20,846,271 | | | |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|---------|--------|------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 63,854 | | | 63,854 |
| 資産計 | 63,854 | | | 63,854 |

当事業年度(2025年9月30日)

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|---------|---------|------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 109,627 | | | 109,627 |
| 資産計 | 109,627 | | | 109,627 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 前事業年度(2024年9月30日) (千円) |
|--------|---------------------------|
| 子会社株式 | 100,000 |
| 関連会社株式 | 26,351 |
| 合計 | 126,351 |

当事業年度(2025年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度(2025年9月30日) (千円) |
|--------|---------------------------|
| 子会社株式 | 100,000 |
| 関連会社株式 | 26,351 |
| 合計 | 126,351 |

2. その他有価証券

前事業年度(2024年9月30日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|---------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 8,104 | 6,009 | 2,094 |
| | (2) 債券 | | | |
| | (3) その他 | | | |
| 小計 | | 8,104 | 6,009 | 2,094 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 55,750 | 66,893 | 11,143 |
| | (2) 債券 | | | |
| | (3) その他 | | | |
| 小計 | | 55,750 | 66,893 | 11,143 |
| 合計 | | 63,854 | 72,902 | 9,048 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額115,629千円)及び投資事業有限責任組合への出資金(貸借対照表計上額629,218千円)、出資金(貸借対照表計上額10,000千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年9月30日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|---------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 109,627 | 72,902 | 36,724 |
| | (2) 債券 | | | |
| | (3) その他 | | | |
| 小計 | | 109,627 | 72,902 | 36,724 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | | | |
| | (2) 債券 | | | |
| | (3) その他 | | | |
| 小計 | | | | |
| 合計 | | 109,627 | 72,902 | 36,724 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額32,447千円)及び投資事業有限責任組合への出資金(貸借対照表計上額684,642千円)、出資金(貸借対照表計上額10,000千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

| 区分 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|----|-------------|-----------------|-----------------|
| 株式 | 65,072 | 62,907 | |
| 合計 | 65,072 | 62,907 | |

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

| 区分 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|----|-------------|-----------------|-----------------|
| 株式 | 110,000 | 89,264 | |
| 合計 | 110,000 | 89,264 | |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券(非上場株式)について104,606千円減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券(非上場株式)について62,446千円減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2024年9月30日) | 当事業年度 (2025年9月30日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 71,512千円 | 57,174千円 |
| 未払賞与 | 59,203 | 57,810 |
| 未払社会保険料 | 11,404 | 30,857 |
| 未払家賃 | 98,051 | 99,759 |
| 一括償却資産 | 20,062 | 11,516 |
| 投資有価証券評価損 | 62,133 | 61,810 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,770 | |
| 敷金 | 11,684 | 17,647 |
| その他 | 18,541 | 12,795 |
| 繰延税金資産計 | 355,364 | 349,371 |
| 繰延税金負債 | | |
| オープニノベーション促進積立金 | 7,762 | |
| その他有価証券評価差額金 | | 11,832 |
| 繰延税金負債計 | 7,762 | 11,832 |
| 繰延税金資産の純額 | 347,602 | 337,539 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2024年9月30日) | 当事業年度 (2025年9月30日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.8 | 0.4 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.0 | 0.1 |
| 住民税均等割 | 0.1 | 0.2 |
| 法人税額の特別控除 | 5.2 | 5.0 |
| その他 | 0.1 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 26.4 | 25.9 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以後開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は、賃貸借契約に基づく事務所退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) |
|--------|---|---|
| 基本合意報酬 | 679,825 | 724,450 |
| 成約報酬 | 17,417,151 | 19,401,222 |
| その他 | 41,493 | 188,481 |
| 合計 | 18,138,469 | 20,314,153 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務に関する情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

取引の対価は通常、履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないことから、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)

当社の事業は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)

当社の事業は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) |
|-------------|---|---|
| 1 株当たり純資産額 | 961.84円 | 1,118.30円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 258.04円 | 245.80円 |

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) | 当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日) |
|------------------|---|---|
| 1 株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 4,955,003 | 4,719,993 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 4,955,003 | 4,719,993 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 19,202,837 | 19,202,779 |

(重要な後発事象)

(持株会社体制への移行)

当社は、2025年10月17日開催の臨時取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制に移行するため、2025年10月1日に分割準備会社として設立した「株式会社ストライク分割準備会社」との間で吸収分割契約締結を承認すること（以下、かかる吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件吸収分割」といいます。）を決議し、同日に吸収分割契約を締結いたしました。また、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を2026年4月1日付（予定）で「株式会社ストライクグループ」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく、定款の一部変更を行うことも決議いたしました。

なお、本件吸収分割及び定款の一部変更（商号及び事業目的等の一部変更）については、2025年12月23日開催予定の当社定時株主総会決議による承認が得られることを条件に実施いたします。

1. 持株会社体制への移行の背景・目的

当社は、「世界を変える仲間をつくる。」をミッションに掲げ、多くの魅力ある企業・事業を将来に継続、発展させていくことを目的として、主力のM & A仲介事業の拡大及び周辺事業への展開を進めてまいりました。

今後、当社のさらなる事業拡大や企業価値向上のためには、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行することとしました。本件吸収分割は、かかる持株会社体制への移行の一環として行うものであります。

これにより持株会社がグループ全体の経営戦略、M & A戦略、ガバナンス強化などの推進を行い、事業会社は既存事業のさらなる成長及び新たな事業領域の拡大に集中することで、M & Aのあらゆる過程を最適な体制で支援する総合コンサルティング企業を目指します。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

| | |
|----------------|-----------------|
| 吸収分割契約承認臨時取締役会 | 2025年10月17日 |
| 吸収分割契約締結 | 2025年10月17日 |
| 吸収分割契約承認定時株主総会 | 2025年12月23日（予定） |
| 吸収分割の効力発生日 | 2026年4月1日（予定） |

(2) 本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、M & A 仲介事業及びその周辺事業を当社が100%出資する「株式会社ストライク分割準備会社」に承継する予定です。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

当社が承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本件吸収分割に際して、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

(4) 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において当社から承継します。なお、当社から承継する債務については、重畠的債務引受けの方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本件吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額ならびに収益状況について検討した結果、当社及び承継会社の負担すべき債務については、履行の確実性に問題がないものと判断しております。

3. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 927,494 | 141,090 | 8,284 | 1,060,301 | 202,740 | 81,020 | 857,560 |
| 工具、器具及び備品 | 563,798 | 88,777 | 22,422 | 630,153 | 290,829 | 97,180 | 339,323 |
| 土地 | 990 | | | 990 | | | 990 |
| 建設仮勘定 | | 16,110 | | 16,110 | | | 16,110 |
| 有形固定資産計 | 1,492,283 | 245,979 | 30,706 | 1,707,555 | 493,570 | 178,201 | 1,213,985 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | | | | 20,449 | 14,366 | 2,687 | 6,083 |
| 無形固定資産計 | | | | 20,449 | 14,366 | 2,687 | 6,083 |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

| | | |
|-----------|----------------|----------|
| 建物 | 高松オフィス増床移転工事 | 47,690千円 |
| | 札幌及び京都オフィス増床工事 | 40,887千円 |
| 工具、器具及び備品 | 東京本社改修工事 | 24,360千円 |
| | 札幌及び京都オフィス増床工事 | 19,728千円 |
| | 高松オフィス増床移転工事 | 10,904千円 |

2. 無形固定資産の金額が、資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 46,059 | 24,642 | 25,300 | 20,759 | 24,642 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|------------|
| 現金 | 299 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 18,986,052 |
| 当座預金 | 12,472 |
| 定期預金 | 1,150,460 |
| 計 | 20,148,984 |
| 合計 | 20,149,284 |

売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|-----------------|---------|
| 医療法人徳洲会 | 187,000 |
| 株山崎ホールディングス | 38,500 |
| (有)シダックス及び個人株主 | 31,900 |
| (株)T O A シブル | 28,410 |
| (株)J's ホールディングス | 24,050 |
| その他 | 387,126 |
| 合計 | 696,987 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) (A) | 当期発生高(千円) (B) | 当期回収高(千円) (C) | 当期末残高(千円) (D) | 回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | 滞留期間(日) $\frac{2}{(B) / 365}$ |
|------------------|------------------|------------------|------------------|--|----------------------------------|
| 643,867 | 22,346,568 | 22,293,448 | 696,987 | 96.97 | 10.95 |

買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------|---------|
| S B C 日興証券(株) | 41,910 |
| 林屋牧男 | 12,474 |
| (株)三菱UFJ銀行 | 12,100 |
| OMG(株) | 10,561 |
| 株筑邦銀行 | 9,460 |
| その他 | 84,971 |
| 合計 | 171,477 |

未払金

| 区分 | 金額(千円) |
|---------|-----------|
| 従業員賞与 | 1,221,029 |
| 社会保険料 | 64,935 |
| 従業員立替経費 | 44,579 |
| 事業所税 | 17,010 |
| その他 | 347,086 |
| 合計 | 1,694,640 |

未払法人税等

| 区分 | 金額(千円) |
|-------|---------|
| 法人税 | 492,009 |
| 地方法人税 | 53,026 |
| 住民税 | 71,592 |
| 事業税 | 186,722 |
| 合計 | 803,350 |

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

| | 第1四半期 累計期間 | 中間会計期間 | 第3四半期 累計期間 | 当事業年度 |
|------------------------------|---------------|-----------|---------------|------------|
| 売上高 (千円) | 3,664,614 | 8,951,156 | 14,441,350 | 20,314,153 |
| 税引前中間(当期)(四半期)純利益金額 (千円) | 611,829 | 2,529,353 | 4,156,997 | 6,368,596 |
| 中間(当期)(四半期)純利益金額 (千円) | 419,648 | 1,739,671 | 2,853,088 | 4,719,993 |
| 1株当たり中間(当期)(四半期)純利益金額 (円) | 21.85 | 90.59 | 148.58 | 245.80 |

| | 第1四半期 会計期間 | 第2四半期 会計期間 | 第3四半期 会計期間 | 第4四半期 会計期間 |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 21.85 | 68.74 | 57.98 | 97.22 |

(注)当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年10月1日より翌年9月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後より3ヶ月以内 |
| 基準日 | 毎年9月30日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年9月30日、毎年3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告は電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告掲載URL https://www.strike.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- (注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 2023年9月30日を基準日とした当社株主名簿に記載された株主様(100株以上ご所有)への贈呈をもちまして、株主優待制度を廃止しております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第28期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月24日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

第28期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) 2025年12月17日関東財務局長に提出。

第27期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日) 2025年12月17日関東財務局長に提出。

第26期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日) 2025年12月17日関東財務局長に提出。

第25期(自 2020年9月1日 至 2021年9月30日) 2025年12月17日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月24日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第29期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) 2025年5月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年12月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割の決定）の規定に基づく臨時報告書

2025年10月17日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月17日

株式会社ストライク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和 久 友 子
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライクの2024年10月1日から2025年9月30日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライクの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| M & A 仲介業務の成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性 | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>株式会社ストライクの売上高20,314,153千円のうち、M & A 仲介業務の成約報酬は19,401,222千円である。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおり、成約報酬に係る売上高は、譲渡対象物（株式等）の引渡し等が実行された時点（引渡しが複数回に分かれる場合は初回取引実行時）で認識される。しかし、その時点は、主に次の理由で適切に把握することが困難な場合があり、売上高の計上時期について慎重な検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買当事者間での譲渡対象物の引渡しに株式会社ストライクは直接関与しないこと。 譲渡対象物の種類が、株式譲渡、事業譲渡等、譲渡の形態によって異なること。 譲渡対象物の引渡しが、複数回にわたって行われる場合もあること。 譲渡対象物の引渡し時期が、売買当事者の都合により変更される場合もあること。 <p>以上から、当監査法人は、M & A 仲介業務の成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、M & A 仲介業務の成約報酬に係る売上高の期間帰属が適切であるか否かを検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 売上高の認識プロセスに関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に、営業部門とは独立した部門の担当者が、売上高の認識時点と譲渡対象物（株式等）の名義書換後の株主名簿等の日付を照合する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 期間帰属の適切性の検討 成約報酬の売上計上に関する会計方針の妥当性を検討し、売上計上時期及び代金回収状況等を踏まえて抽出した取引について、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業報告資料、顧客と締結したM & A 仲介契約書及び顧客から入手した譲渡契約書の写し等を閲覧した。 売上計上日と譲渡対象物（株式等）に係る株主名簿等の日付を照合した。 当事業年度末日付で、譲渡対象物の引渡しの日付を記載した売掛金の残高確認書を当監査法人が直接入手し、帳簿残高と一致しているか否かを照合した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が

ないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストライクの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ストライクが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。